

第6次館林市 男女共同参画 基本計画

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度



館 林 市

男女共同参画都市宣言

た がいのことばに 心ひらき
て をたずさえて
は げましあう男(ひと)と女(ひと)
それは
や すらぎと活力の光りに満ちる
し あわせな都市(せかい)の誕生

私たちは、水と緑に包まれた歴史ある郷土館林に、
更なるやすらぎと活力が満ちあふれることを願います。
一人ひとりが認められる中で「私らしく」生きることを願います。
私たちは、その「新たな郷土館林」、そして「新たな私」の創造に向かって、
ともに確かな一步を踏み出すことを誓い、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成16年4月1日
館林市



男女共同参画都市宣言モニュメント



は じ め に



男女共同参画社会は、性別にかかわらず誰もが自分らしく活躍できる社会です。現在、少子高齢化による人口減少、経済のグローバル化、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、大規模な自然災害の発生や感染症の流行により、雇用や所得の不安定化やDV被害の深刻化など様々な影響が生じています。

時代や社会の変化に対応し、誰もが暮らしやすい持続可能な活力ある社会を構築するため、改めて男女共同参画の重要性が認識されています。

このような状況を踏まえ、市民が個性と能力を發揮し、多様性を認め、尊重し、共に責任を持って支え合う男女共同参画社会を目指し「第6次館林市男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、「男（ひと）と女（ひと）が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり」に向けて、国連の取組である「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点も取り入れ、総合的かつ効果的に施策を展開してまいりますので、市民の皆様には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご提言をいただきました館林市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和4年3月

館林市長

多田 善洋

目 次

第Ⅰ章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の背景	3
5 第5次計画の評価	6

第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	8
2 計画の基本方針	9
3 計画の体系	10
4 計画とSDGs	11

第Ⅲ章 計画の推進体制

1 推進体制	14
2 進行管理	14
3 数値目標	15

第Ⅳ章 基本計画

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	18
基本目標2 雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	21
基本目標3 社会・地域活動における男女共同参画の推進	25

基本方針Ⅱ 安全で安心な暮らしの実現

基本目標4 生涯を通じた健康づくりへの支援	27
基本目標5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	29
基本目標6 様々な人が安心して暮らせる環境整備	33
基本目標7 防災分野における男女共同参画の推進	36

基本方針Ⅲ 男女共同参画意識の定着

基本目標8 ジェンダー平等の推進	38
基本目標9 教育・学習の充実	40

資 料

計画策定過程	4 4
館林市男女共同参画審議会答申	4 5
館林市男女共同参画審議会委員名簿	4 6
館林市男女共同参画推進条例	4 7
男女共同参画社会基本法	4 9
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	5 2
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	5 7

第Ⅰ章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、性別にかかわらず誰もが自分らしく自信と誇りを持ち活躍できる社会です。平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女は対等な社会の構成員としてあらゆる分野で活躍する権利を持ち、社会において共に責任を担うとされ、そのための取組が進められています。

本市では、平成8年3月に現在の男女共同参画基本計画（以下、「計画」という。）の第1次計画に位置付けられる「21'生き活きプラン館林」を、平成13年12月に第2次計画「男女共同参画プラン・たてばやし」を、平成19年7月に第3次計画「アクティブプラン・たてばやし」を、平成24年3月に第4次計画「たてばやし男女共同参画プランIV」を、平成29年3月に第5次計画「たてばやし男女共同参画プランV」を策定し、時代の変化を捉えながらその都度計画の見直しを行い、男女共同参画を総合的に推進してきました。

また、平成16年4月に「男女共同参画都市宣言」、平成17年4月には「男女共同参画推進条例」を制定するなど推進体制の整備を図ってきました。

現在、私たちの暮らす社会は、人口減少や少子高齢化、グローバル化、ライフスタイルや価値観の多様化など日々めまぐるしい変化を遂げています。また、近年の自然災害や感染症の流行は、人々の生活に様々な影響をもたらしています。

こうした社会環境の変化や新しい課題に対応できるよう計画の見直しを行い、これまでの進捗状況を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため「第6次館林市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、「たてばやし男女共同参画プランV(第5次館林市男女共同参画基本計画・平成29年度～令和3年度)」に続く計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「館林市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画です。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項の市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項の市町村基本計画に位置づけられるものです。
- (4) 本計画は、国及び群馬県の男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、市の総合計画である「館林市第6次総合計画」との整合性を図りながら、相互に連携し合う関係として位置づけられるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、内容の見直しを行います。

4 計画策定の背景

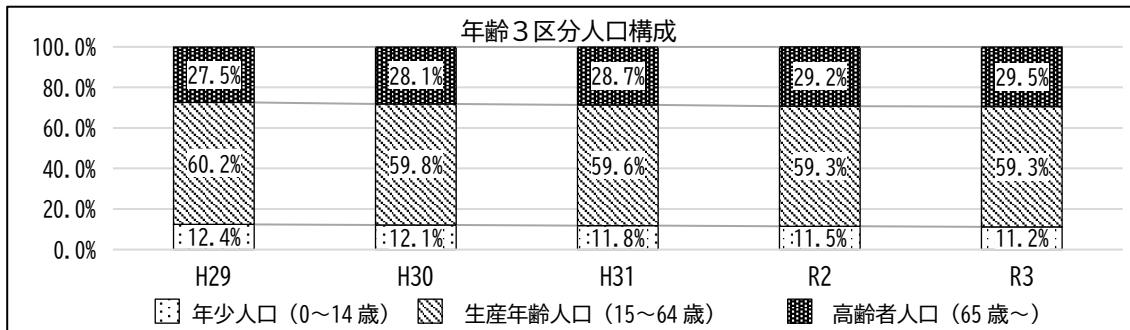
(1) 男女共同参画を取り巻く主な動き

年	世界の動き	日本の動き	群馬県・館林市の動き
昭 50 (1975)	第1回世界女性会議「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) ・「世界行動計画」の採択 ・「国連婦人の10年」宣言	総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置	
昭 52 (1977)		国内行動計画の策定 国立婦人教育会館開館	
昭 54 (1979)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の採択		(県)県民生活部婦人児童課に婦人対策室を設置 (県)群馬県婦人問題懇話会を設置 (市)婦人ボランティア講座を開講
昭 55 (1980)	第2回世界女性会議(コペンハーゲン)	女子差別撤廃条約への署名	(県)新ぐんま婦人計画の策定
昭 60 (1985)	第3回世界女性会議「国連婦人の10年最終年世界会議」(ナイロビ) ・婦人の地位向上のためのナイロビ宣言を採択	女子差別撤廃条約の批准、男女雇用機会均等法の公布 国籍法、戸籍法の改正	(県)国連婦人の10年最終年記念群馬大会
昭 62 (1987)		西暦2000年に向けての新国内行動計画の策定	
昭 63 (1988)			(市)館林市婦人団体連絡会議を設置
平 3 (1991)		「育児休業法」制定	(県・市)「新ぐんま2010」並びに「館林市第3次総合計画」に女性の地位向上を位置づける
平 5 (1993)	女性に対する暴力撤廃宣言(国連総会)	パートタイム労働法施行 中学校家庭科男女必修完全実施	
平 6 (1994)	ILOパートタイム労働に関する条約を採択 国際家族年	総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設置	(県)県民生活課に女性政策室を設置 (市)女性児童課女性政策係を設置 (市)庁内に女性行政連絡会議を設置 (市)市内有識者、市民で組織する女性行動計画会議を設置
平 7 (1995)	第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言」と「行動綱領」採択	「育児・介護休業法」の制定	
平 8 (1996)	ILO家内労働条約を採択	男女共同参画2000年プランの策定	(市)第1次男女共同参画基本計画「21'生き活きプラン館林」策定
平 9 (1997)		男女雇用機会均等法、労働基準法等の改正	(市)情報紙「扉を開こう」発行開始
平 11 (1999)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	(県)「99新潟・福島・群馬三県女性サミット」群馬県で開催
平 12 (2000)	女性2000年会議を国連特別総会として開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 ・男女共同参画週間の決定 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行	(市)第2次館林市女性行動計画推進会議を設置
平 13 (2001)	第45回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	「DV防止法」制定 ・内閣府の男女共同参画局を設置	(県)ぐんま男女共同参画プランを策定 (市)第2次男女共同参画基本計画「男女共同参画プラン・たてばやし」策定

年	世界の動き	日本の動き	群馬県・館林市の動き
平14 (2002)			(県)群馬県男女共同参画推進条例制定 (市)女性団体連絡協議会を結成 (市)男女共同参画ふれあいコンサートの開催開始 (市)男女共同参画市民フォーラムまたは講演会の開催
平15 (2003)			(市)男女共同参画週間記念講演会の開催開始 (市)男女共同参画一行詩の募集開始
平16 (2004)		「改正DV防止法」施行	(市)男女共同参画都市宣言
平17 (2005)	第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)	男女共同参画基本計画(第2次)策定	(市)男女共同参画推進条例を制定 (市)男女共同参画審議会を設置
平18 (2006)			(県)群馬県男女共同参画基本計画(第2次)策定 (市)男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平19 (2007)		仕事と生活の調和憲章及び仕事と生活の調和推進ための行動指針の策定	(市)第3次男女共同参画基本計画「アクティブラン・たてばやし」策定
平20 (2008)		「改正DV防止法」施行	
平21 (2009)	国連女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解公表		(県)ぐんまDV対策基本計画(改定版)策定 (県)ぐんま男女共同参画センター設置
平22 (2010)	第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」閣僚会合)	「改正育児・介護休業法」施行	(市)男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平23 (2011)		男女共同参画基本計画(第3次)策定	(県)群馬県男女共同参画基本計画(第3次)策定
平24 (2012)			(市)男女共同参画基本計画(第4次「たてばやし男女共同参画プランIV」)策定
平26 (2014)		「改正DV防止法」施行	
平27 (2015)	第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」閣僚会合) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)について」採択	「女性活躍推進法」公布 男女共同参画基本計画(第4次)策定	(市)男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平28 (2016)	「女性の能力開発のためのG7行動方針」・「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」合意		(県)群馬県男女共同参画基本計画(第4次)策定
平29 (2017)			(市)男女共同参画基本計画(第5次「たてばやし男女共同参画プランV」)策定
平30 (2018)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定	
平31/令1 (2019)		「改正女性活躍推進法」施行	
令2 (2020)		「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 男女共同参画基本計画(第5次)策定	(市)男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令3 (2021)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	(県)群馬県男女共同参画基本計画(第5次)策定

(2) 少子化・高齢化の現状

本市の人口構成をみると、年少人口、生産年齢人口の割合は年々減少し、令和3年の年少人口は11.2%、生産年齢人口は59.3%となっています。一方、高齢者人口の割合は年々増加し、令和3年は29.5%となっており、本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。将来にわたり発展していくためには、安心して子どもを生み、育てられる環境の整備と高齢者が安心して暮らせる社会づくりが必要です。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

SDGsは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。将来世代に持続可能な社会を残していくための2030年までの取組の中には、貧困、教育、ジェンダー、健康、労働など男女共同参画との関係が深いテーマが含まれています。SDGsは「誰一人、取り残さない」をスローガンに、17のゴールで構成され、5番のゴールに「ジェンダー平等の実現」が設けられています。

第6次館林市男女共同参画基本計画においても、この理念を取り入れ、性別にかかわらず誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、男女共同参画施策をさらに推進していきます。

(4) 大規模災害と新型コロナウィルス感染症がおよぼした影響

大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらしています。特に女性や弱い立場にある人々は、より深刻な影響を受けることが分かっています。令和2（2020）年には、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う生活不安やストレスから、DV等の増加や深刻化が問題となり、国連は、令和2年4月に各国政府に対し、女性に対する暴力の防止と救済について取り組むよう要請しました。

また、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事や子育て、介護等の負担が女性に集中しがちになることや、女性がより労働面で不利な状況に陥りやすくなること等、男女共同参画が進んでいないことに起因する諸課題が一層顕在化しています。

平常時から、施策の中に男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、非常時においては、女性に負担が集中し、困難が深刻化しないような配慮が求められます。大規模災害や感染症の拡大が社会に与える影響や変化、性別によって影響が違うことなどを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進します。

5 第5次計画の評価

第5次計画では、以下の5つの項目について数値目標を定め、目標達成に向け施策を推進してきました。各事業については、毎年事業担当課による自己評価を実施し、その結果を館林市男女共同参画審議会に報告を行い、事業の改善等を図っています。

(1) 社会全体において男性が優位と思う人の割合

第5次計画策定時の値65.1%に対し、現在73.0%と、7.9ポイント増加となりました。事業を着実に実施しているものの、男女平等の実感を得られるまでには至っていません。各事業についてより明確な結果が求められています。

基準値（H27年度意識調査）	目標値	実績値（R2年度意識調査）	目標 不達成
65.1%	55.0%以下	73.0%	

(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考えに賛成する人の割合

固定的な性別役割分担意識の解消のため、意識啓発や制度の周知、子育て・介護の支援など様々な事業を実施しており、目標を達成しました。今後も継続して事業に取り組みます。

基準値（H27年度意識調査）	目標値	実績値（R2年度意識調査）	目標 達成
35.1%	30.0%以下	26.7%	

(3) 審議会等における女性の登用率

国や群馬県は、すでに35%を達成しています（国40.7%、県38.1%）。推薦母体となる団体に女性が少ないなどの課題がありますが、女性登用の積極的な働きかけと、審議会等で発言できる女性人材の育成が必要です。

基準値（H28年度調査）	目標値	実績値（R3年度調査）	目標 不達成
26.8%	35.0%	23.8%	

(4) 市管理監督職に占める女性の登用率(係長以上)

着実に伸びているものの目標達成には至っておらず、今後も「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の特定事業主行動計画に基づき、継続して登用を推進します。

基準値（H28年度調査）	目標値	実績値（R3年度調査）	目標 不達成
28.4%	35.0%	32.2%	

(5) 区長・副区長に占める女性の割合

着実に伸びているものの、目標達成には至っていません。地域住民の意識改革や理解促進について、さらなる取組が必要です。

基準値（H28年度調査）	目標値	実績値（R3年度調査）	目標 不達成
2.1%	5.0%	3.7%	

第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。「館林市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本計画のテーマ及び基本理念を以下のとおりとします。

テーマ

『男(ひと)と女(ひと)が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり』

基本理念（館林市男女共同参画推進条例第3条より）

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、互いに人権を尊重すること。性別による差別的取り扱いを無くし、個人の能力が発揮できる機会を確保すること。

2 社会の制度又は慣行の見直し、意識の改革

ジェンダーによる固定的な役割分担を反映した制度や慣行を無くすこと。これらの制度又は慣行が、個人の社会活動における自由な選択に影響しないようにすること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、様々な分野の政策や方針の決定に共に参画する機会を確保すること。

4 家庭生活と仕事等の両立

互いに協力し、社会の支援を受けながら子どもの養育や介護などの家庭生活と地域や学校、職場などの活動が両立できるようにすること。

5 男女平等を推進する教育の充実

男女共同参画の推進は、教育の果たす役割が大切であり、男女平等の理念に基づいた教育がなされること。

6 あらゆる暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス(DV)など、身体的・精神的・性的な嫌がらせやあらゆる暴力を根絶すること。

7 性差の尊重と健康支援

男女が互いの性を正しく認識し尊重すること。特に、妊娠・出産等の女性の特性について互いに尊重し、共に健康な生活が送れるようにすること。

8 国際協調

男女共同参画の推進は、国際的な取り組みと密接に関わっていることから、その動向に配慮すること。

2 計画の基本方針

性別にかかわらずすべての個人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かれ合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会の多様性と活力を高め、将来にわたって発展していくため極めて重要であり、社会全体で取り組むべき課題です。

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保されることが求められます。

また、医療や保健など実情に応じたきめ細やかな支援や、女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組をとおして、安全で安心な暮らしの実現のため環境を整備することが必要です。

そして、啓発や教育をとおして男女が互いに人権を尊重し、支え合う意識を育てるとともに、男女共同参画の視点に立ち社会制度や慣行を見直すことが必要です。

そこで、本計画では以下の3つの基本方針を定め、効果的な施策の推進を図ります。

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

基本方針Ⅱ 安全で安心な暮らしの実現

基本方針Ⅲ 男女共同参画意識の定着

3 計画の体系

テーマ	基本方針	基本目標	施 策
男(ひと)と女(ひと)が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり	I あらゆる分野における男女共同参画	1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (女性活躍推進基本計画)	1 審議会等委員への女性の登用 2 市役所における男女共同参画の推進 3 事業所等の方針決定の場への女性の参画拡大
		2 雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (女性活躍推進基本計画)	4 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 5 再就職や就業継続、起業等に向けた支援 6 自営業等における女性活躍の支援 7 ワーク・ライフ・バランスの実現 8 男女で担う家庭生活の向上支援
		3 社会・地域活動における男女共同参画の推進 (女性活躍推進基本計画)	9 市民活動団体との協働の推進 10 地域活動における男女共同参画の推進
	II 安全で安心な暮らしの実現	4 生涯を通じた健康づくりへの支援	11 身体的特徴を踏まえた医療の充実 12 母性の保護と母子保健の推進 13 男女共に生涯健康で過ごすための支援
		5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 (DV防止基本計画)	14 暴力の根絶に向けた意識啓発 15 被害者への支援
		6 様々な人が安心して暮らせる環境整備	16 多様な状況に応じた子育て家庭への支援の推進 17 多様な状況に応じた介護等が必要な人への支援の推進
		7 防災分野における男女共同参画の推進	18 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 19 意思決定の場や災害対応の場への女性の参画促進
	III 男女共同参画意識の定着	8 ジェンダー平等の推進	20 ジェンダー平等の推進に関する啓発 21 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し
		9 教育・学習の充実	22 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 23 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進 24 地域・家庭内における男女共同参画教育の推進

4 計画とSDGs

基本方針	基本目標	SDGsの視点					
I あらゆる分野における男女共同参画	1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (女性活躍推進基本計画)		8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう			
	2 雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (女性活躍推進基本計画)		1 貧困をなくそう	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう		
	3 社会・地域活動における男女共同参画の推進 (女性活躍推進基本計画)		11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう			
II 安全で安心な暮らしの実現	4 生涯を通じた健康づくりへの支援		3 すべての人に健康と福祉を				
	5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 (DV防止基本計画)		5 ジェンダー平等を実現しよう				
	6 様々な人が安心して暮らせる環境整備		3 すべての人に健康と福祉を	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に		
	7 防災分野における男女共同参画の推進		3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを			
III 男女共同参画意識の定着	8 ジェンダー平等の推進		16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう			
	9 教育・学習の充実		10 人や国の不平等をなくそう	17 パートナーシップで目標を達成しよう			

第Ⅲ章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 男女共同参画審議会

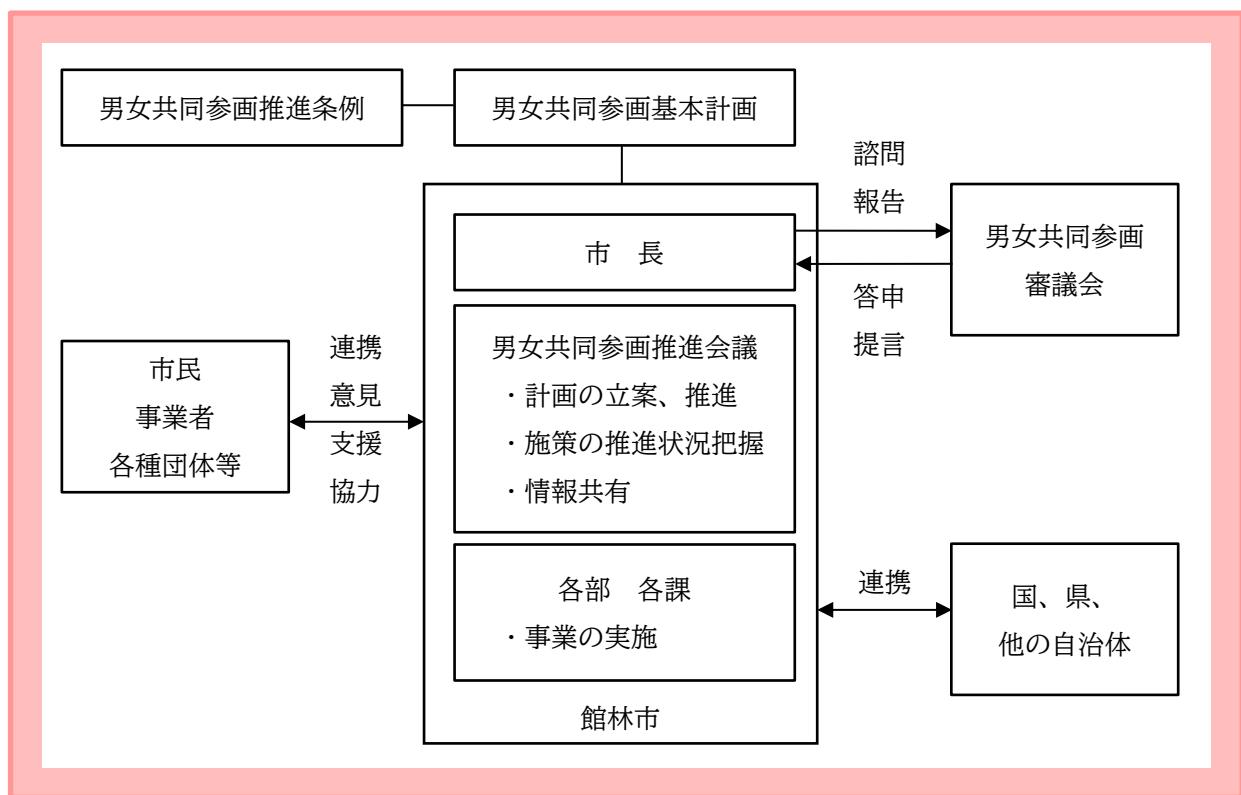
市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成を推進するための主要事項について、調査審議を行います。

(2) 男女共同参画推進会議

本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画所管部長及び関係課長で構成される府内推進会議を置き、男女共同参画に関する施策の推進及び進行管理を行います。

(3) 各種団体との連携

本計画を推進し、効果をあげていくためには、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果しながら連携・協力することが必要です。こうしたことから、各種団体との連携を充実するとともに、国や県、他の自治体との連携を密にします。



2 進行管理

(1) 計画の進行管理及び年次報告書の作成

本計画に掲げた施策の実施状況等及び事業担当課の自己評価を調査し、年次報告書をまとめ、男女共同参画審議会に報告するとともに、市民や事業者等に公表します。

(2) 計画の見直し

施策の実施状況及び国内外の動向や社会情勢の変化に応じ、隨時見直しを行います。

3 数値目標

N0	関連する 基本方針	項 目	現 況	第6次計画目標値 【令和8年度】 (第5次計画目標値)
1	I II III	社会全体において男性が 優位と思う人の割合	73.0% (令和2年度市民意識調査)	55.0% (55.0%)
2	I II	審議会等における 女性の登用率	23.8% (令和3年6月1日)	35.0% (35.0%)
3	I	市管理監督職に占める 女性の登用率 (係長以上)	32.2% (令和3年4月1日)	35.0% (35.0%)
4	I	区長・副区長に占める 女性の割合	3.7% (令和3年4月1日)	7.0% (5.0%)

第IV章 基本計画

基本方針 I

あらゆる分野における男女共同参画

基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【館林市女性活躍推進基本計画】

現状と課題

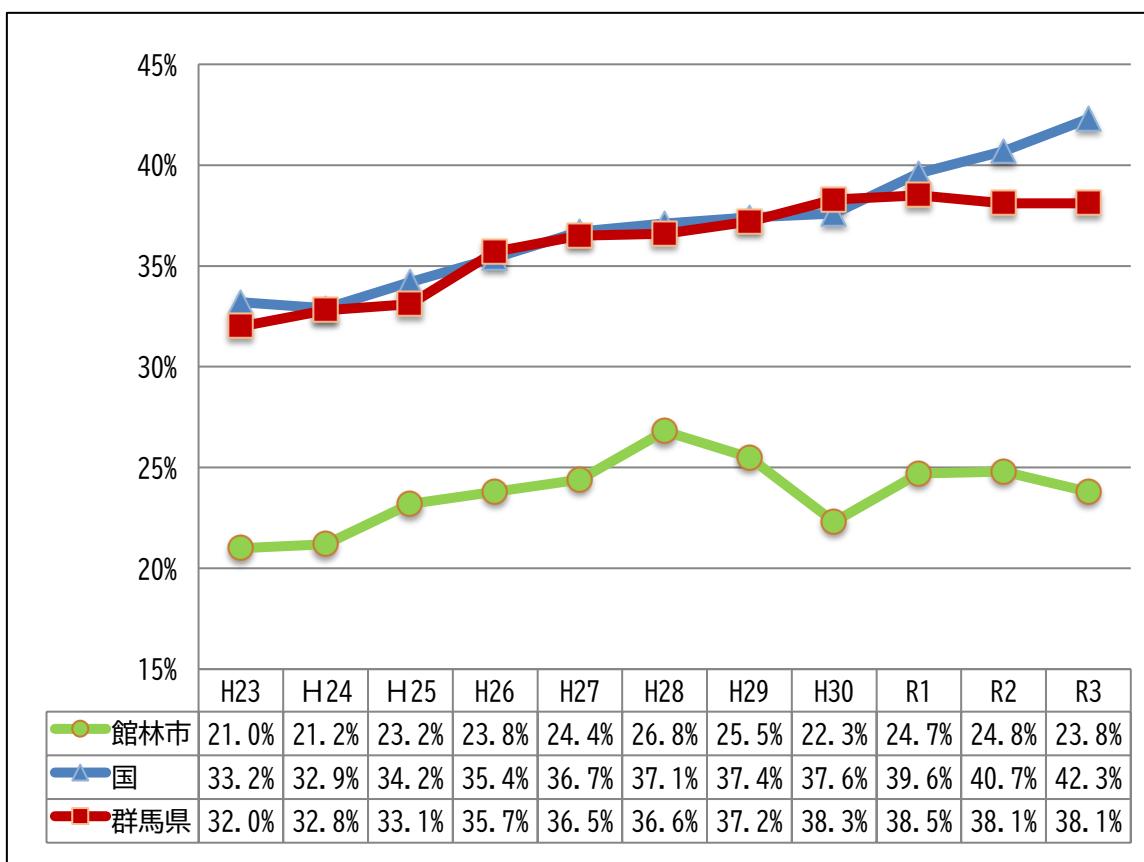
男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが自由に生き方を選択でき、社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮できることが重要です。

これまで館林市男女共同参画推進条例に基づき、審議会等の女性登用の促進について積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組んできましたが、審議会等の委員に占める女性の割合は23.8%（令和3年6月1日現在）と十分に進んでいない状況です。

市民意識調査の結果を見ても、政策・方針決定過程に女性が「十分に進出している」または「ある程度進出している」と考える人の割合は37.8%にとどまっています。

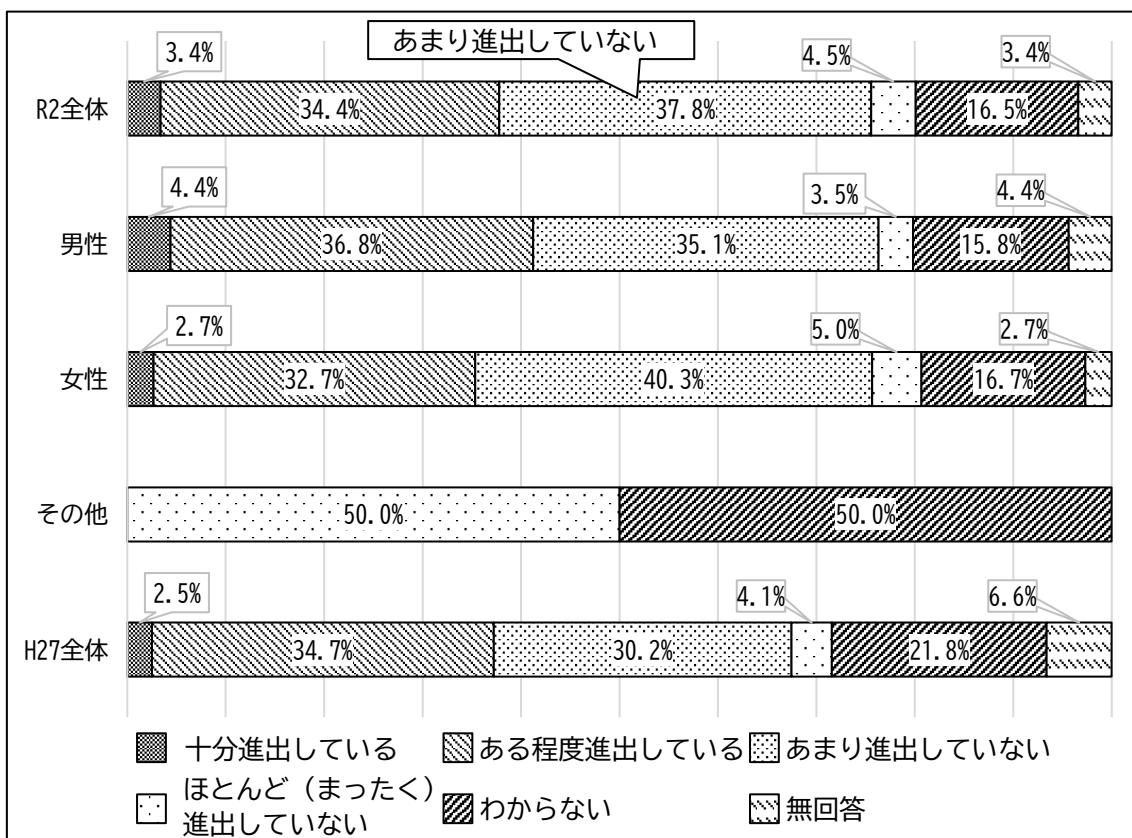
政策・方針決定過程において、性別にかかわらず多様な意見が公正、公平に反映されることは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けて取組を行っていくとともに、事業所や団体等に対して協力の働きかけが必要です。

審議会等における女性の登用率



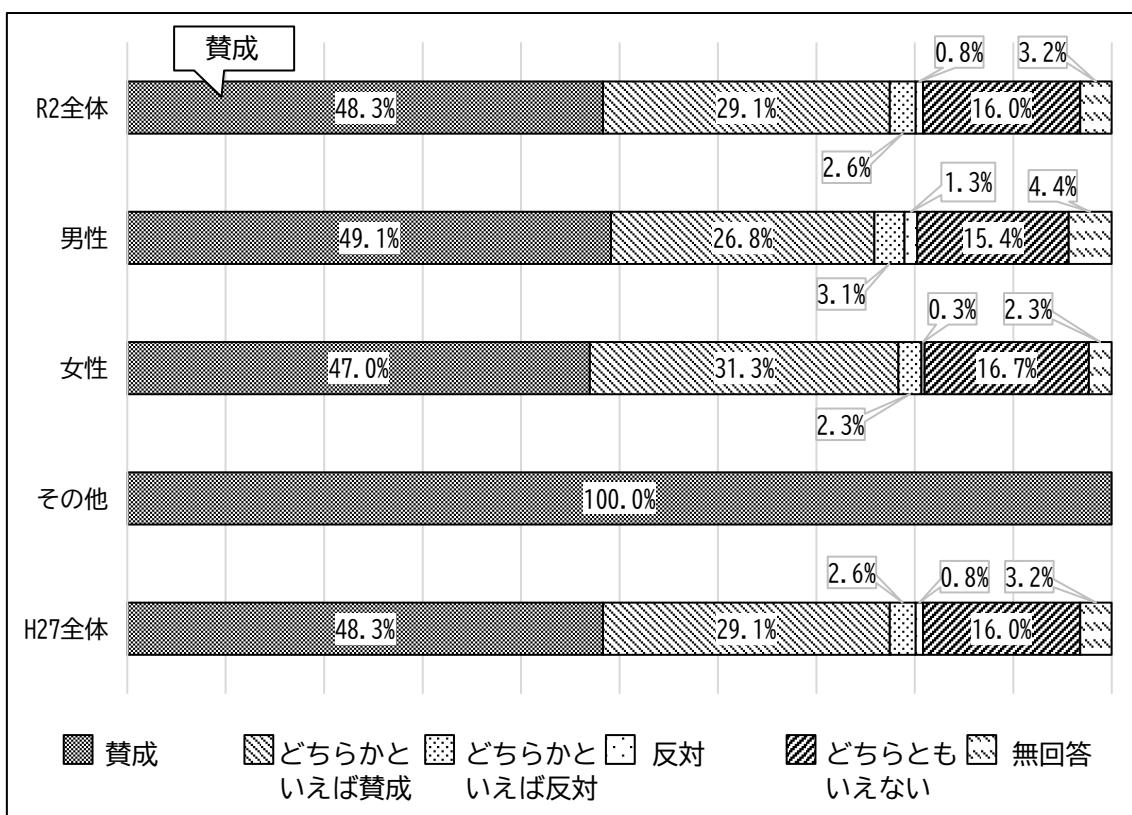
資料：市民協働課（各年国は9/30、県は4/1、市は6/1現在）

政策・方針決定過程への女性の参画について



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2 年度)」

女性が管理職や地域自治会等の長に就くことについて



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2 年度)」

施 策

誰もが自由に生き方を選択できる社会の実現のため、審議会等における女性委員の登用や管理職等への女性の登用など行政分野における女性の参画をさらに進めるとともに、あらゆる分野において女性の人材育成や支援に努めます。

さらに、事業所等に対して管理職等への女性の登用及び活躍支援について啓発を行い、働く場における女性の活躍を推進します。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が様々な領域で活躍できるように、事業主行動計画の策定、女性の採用及び登用、能力開発等に取り組むとともに、あらゆる分野において女性の活躍推進を実現させるため、各組織における取組を支援します。

施策1 審議会等委員への女性の登用

事 業	事業内容
審議会等への女性の登用促進	積極的改善措置等により女性委員の登用を促進し、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。
女性の人材育成	女性の参画を促進するため、様々なメディアを活用し意識啓発を行います。また、セミナー等をとおし女性の人材育成に努めるとともに、多様な生き方を選択できるよう支援を行います。

施策2 市役所における男女共同参画の推進

事 業	事業内容
職員への啓発活動	男女共同参画啓発紙を作成し、職員の理解を促します。
職員の採用と管理監督職登用	「女性活躍推進法」に基づいた特定事業主行動計画により進行管理をしながら、市職員として優れた資質や能力を備えた職員の採用と組織マネジメントを担える管理監督職への登用に努めます。
女性職員のキャリア形成支援	女性職員がキャリア形成を図れるよう、人事異動における配置先に配慮し、能力開発のための政策立案やキャリアサポート研修を拡充します。また、マネジメント的視点での指導を強化し、職域の拡大と人材育成に努めます。

施策3 事業所等の方針決定の場への女性の参画拡大

事 業	事業内容
事業所や団体等に対する女性登用の啓発	女性の積極的登用を推進し、性別にかかわらず能力を發揮するとともに、多様な生き方を選択できる環境を実現できるよう、事業所や団体等への啓発に努めます。

II 基本目標2 雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 【館林市女性活躍推進基本計画】

現状と課題

女性の活躍推進は、誰もが暮らしやすい持続可能な社会の実現において必要不可欠です。

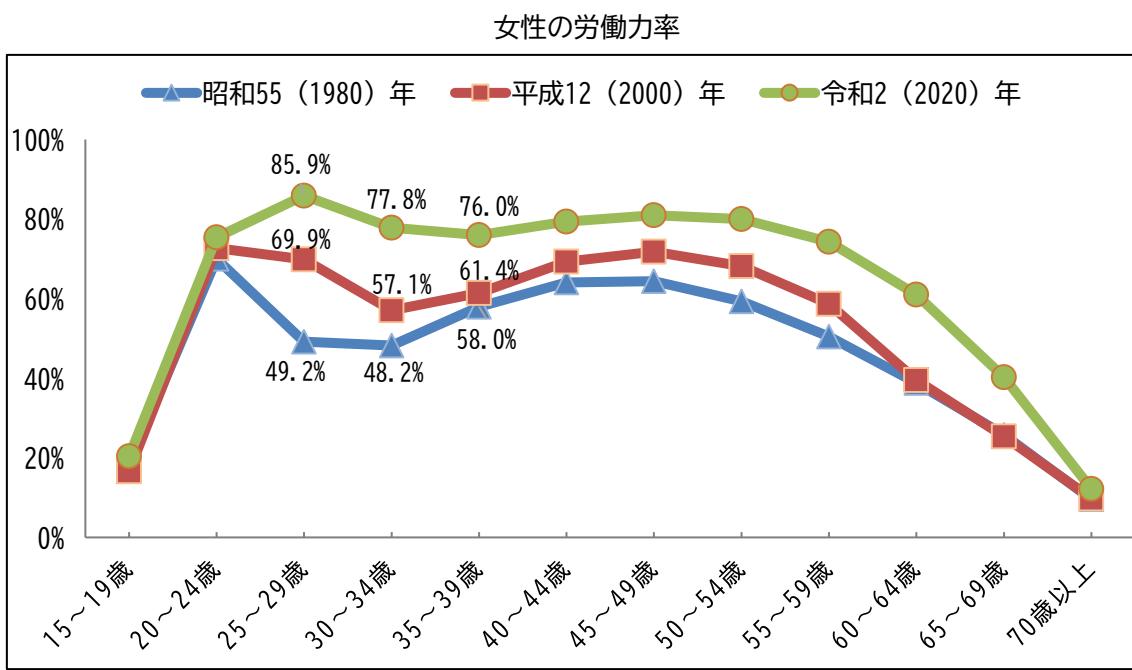
現在、女性活躍推進法に基づいた様々な取組や両立支援等により、25～44歳の本市の女性の労働力率は上昇し、いわゆるM字カーブ問題は解消に向かいつつあります。

しかし、固定的な性別役割分担意識は依然として社会全体の根底にあり、ライフイベントを機に離職や非正規雇用での働き方を選択せざるを得ないという実態から、女性の潜在能力を十分に活かせていない状況にあります。また、男性が育児等を担うことを希望していても、性別役割分担意識や長時間労働等により実現できていない状況もあります。

市民意識調査では、生活における理想として「家庭生活を優先したい」と考える人が全体の42.1%いたものの、現実は「仕事を優先している」と答える方が55.6%で、「家庭生活を優先している」人は、23.3%と理想と現実に大きな差があることが分かりました。

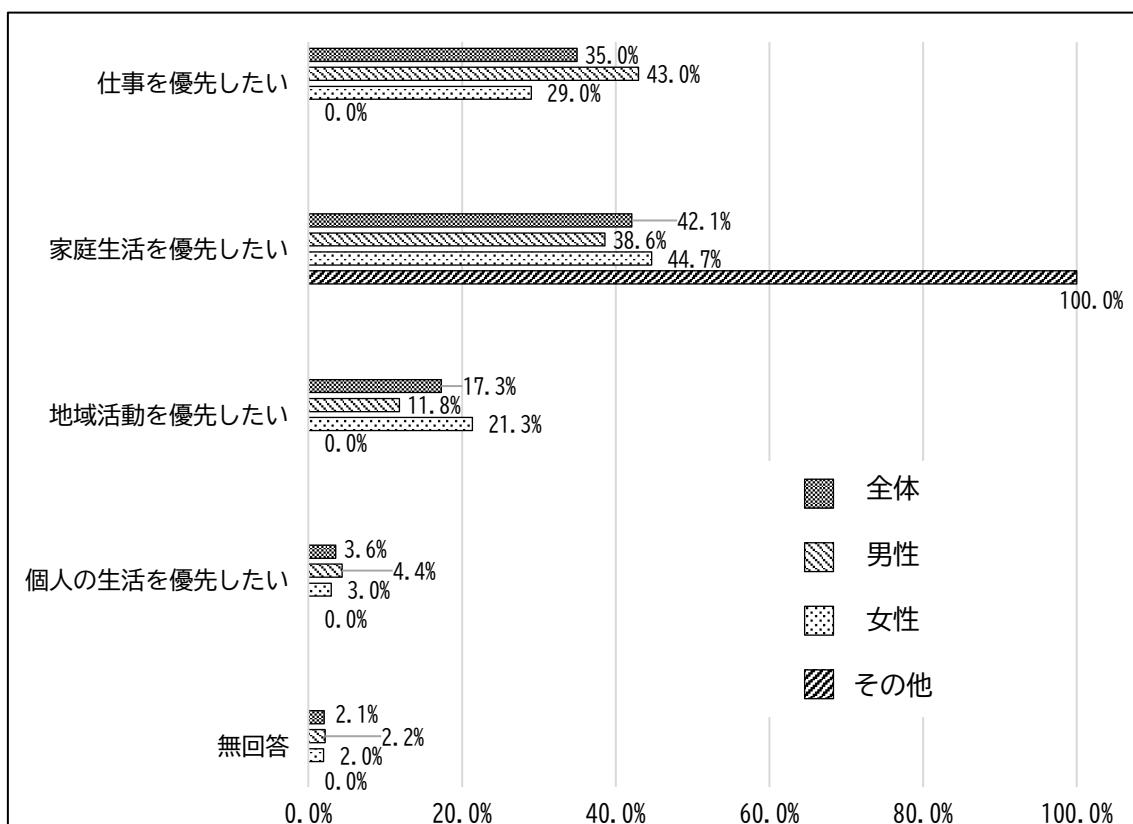
性別にかかわらずすべての人が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために、女性の就業継続や男性の家事、育児、介護等への参画に向けた支援を行うことが課題です。

また、経済格差や所得格差が全国的な問題となっている中で、女性は、ライフイベントによる離職や休職などにより貧困に陥りやすい傾向にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大するような非常時においては、女性の雇用や所得に特に影響が生じやすいことから、必要に応じ適切な対応を行うことが求められています。



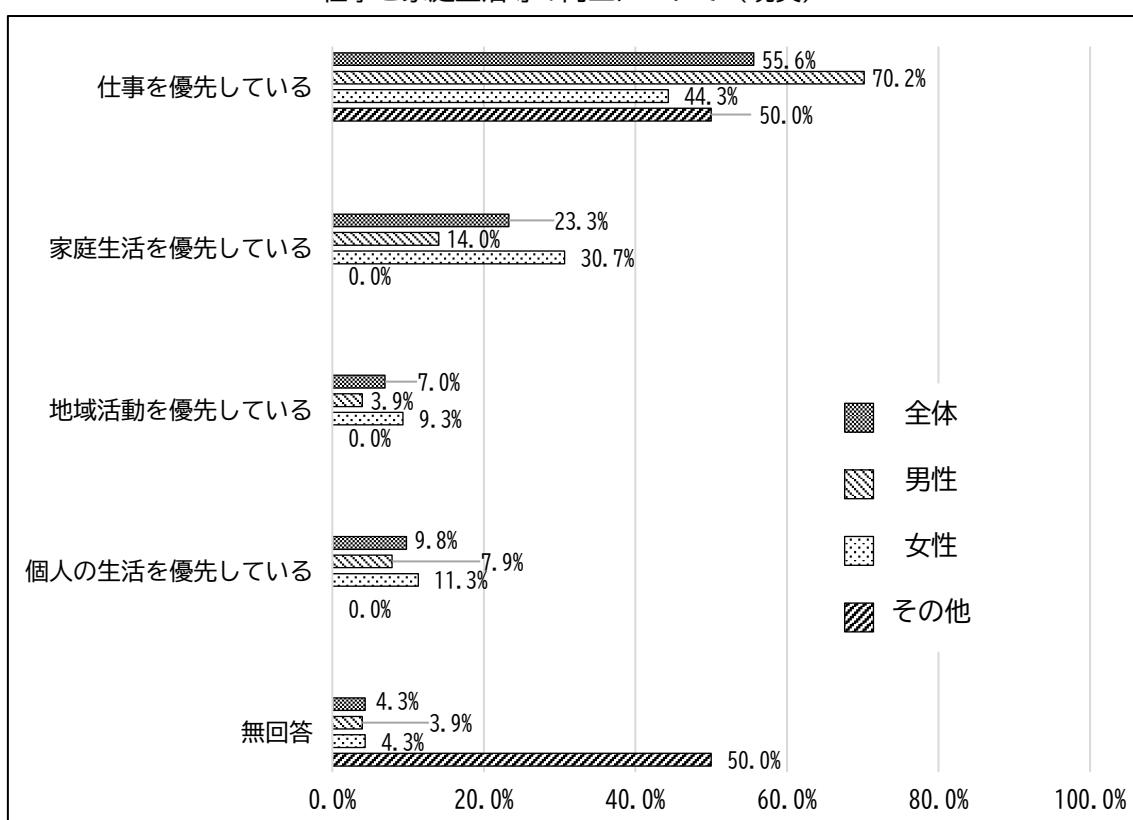
資料：内閣府「男女共同参画白書（R3年度）」

仕事と家庭生活等の両立について（理想）



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2 年度)」

仕事と家庭生活等の両立について（現実）



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2 年度)」

施 策

男女共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた多様な生き方を選択できる社会づくりを推進するため、育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりに努めるとともに、男性の家事、育児、介護等への参画に向けた支援を行うことが重要です。また、女性が多くを占める非正規雇用やパートタイム雇用の待遇改善等に取り組むことが必要です。

施策4 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

事業	事業内容
雇用に関する関係法令の周知	労働基準監督署やハローワークと連携し、事業所に対し労働関係法令の趣旨や内容の周知に努め、男女格差の是正に関する啓発を行います。
労働相談の充実	労働者の権利や法律等の規定、苦情の申立て等について労働関係機関と連携して相談体制を充実します。
働く女性の妊娠、出産等にかかる保護等健康管理の啓発	母性保護の周知や健康管理に関する啓発を推進します。
女性キャリアアップ奨励金の支給	女性労働者を正規職員として雇用転換し、昇給をさせるなど、待遇改善を行った市内の事業所に対して奨励金を支給します。

施策5 再就職や就業継続、起業等に向けた支援

事業	事業内容
起業を支援する情報提供	起業に関する法律や制度の情報提供、融資制度の活用支援等を進めます。
女性のための再就職支援	ハローワークや商工会議所と連携して、求人、求職、職業訓練などの各種就労情報を提供します。
労働者の雇用環境整備	労働者の適切な労働条件等の確保のため、事業所に対し関係法令の遵守徹底の啓発をします。

施策6 自営業等における女性活躍の支援

事業	事業内容
農業従事者の家族経営協定の促進	家族経営協定についての周知を図り、締結農家の育成及び増加に努めます。
商工自営業者に対する男女共同参画の啓発	男女共同参画の啓発を図るとともに、固定的な性別役割分担意識の改革や長時間労働の改善などの労働環境の改善を促します。

施策7 ワーク・ライフ・バランスの実現

事業	事業内容
ワーク・ライフ・バランスが実現できる労働環境の整備促進	「ノー残業デー」の設定や朝型勤務の「ゆう活」の活用、有給休暇の取得促進など労働時間短縮を図ります。 多様で柔軟な働き方が選択できるよう、テレワークやオンラインの活用を推進します。 事業所に対し関係法令の遵守徹底の啓発を行います。
育児や介護休業の取得促進	男女共に働く人が育児や介護休業を取得しやすい職場の環境づくりと各種支援制度の周知・啓発に努めます。

施策8 男女で担う家庭生活の向上支援

事業	事業内容
家庭生活における男女共同参画の啓発	様々なメディアを活用し、男女共同参画への理解の促進及び啓発を図ります。
男性の家庭生活への参画促進	男性が家事、育児、介護等を前向きにとらえ、家庭生活への参画を促進するため、講座やセミナー等をとおして意識啓発を進めます。
家事、育児能力を高めるための講座の開催	ママパパ学級を開催し、妊娠、出産、育児に関する不安の解消に努めます。 また、男性応援講座等をとおして、男性の家事、育児能力向上を進めます。
家庭健全化の推進	「少年の日」「家庭の日」の啓発により、家庭における家族の役割について理解を促します。
家庭教育の充実	子育て相談の充実と家庭教育学級、子育て教室等の開催を通じて、家庭の教育力を高めます。
子育てに関する学習機会の提供とボランティア活動の推進	乳幼児とその保護者を対象に学習や相談の機会を提供するとともに、子育て支援ボランティア活動を推進し、仲間づくりを支援します。

|| 基本目標3 社会・地域活動における男女共同参画の推進 【館林市女性活躍推進基本計画】

現状と課題

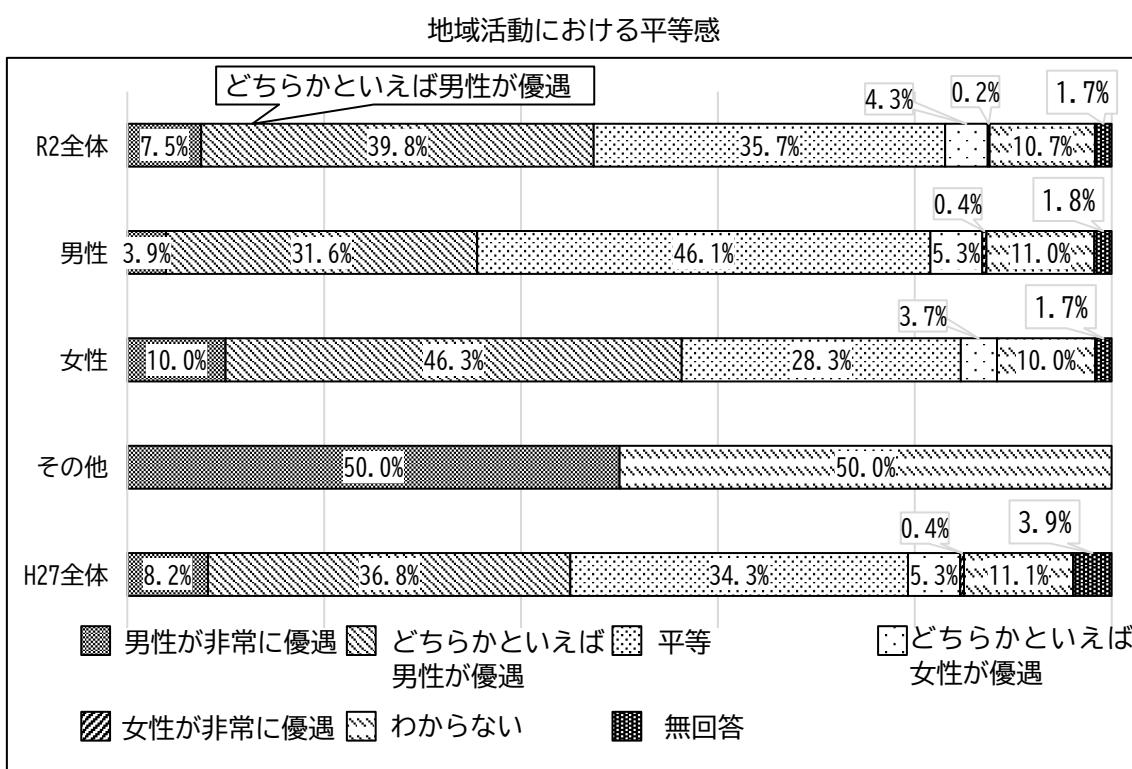
社会・地域活動における男女共同参画の推進は、地域で活躍する人材の確保や定着につながり、地域コミュニティの持続可能な発展において不可欠なものです。

現在、大都市圏への人口流出や少子高齢化が問題となっています。魅力のある暮らしやすい地域をつくるためには、性別にかかわらずあらゆる年代の人々が個性と能力を発揮し、活動していくことが重要です。

これまで、福祉や子育て、環境美化活動等の様々な地域活動の多くは、女性が重要な担い手となってきました。一方で、組織のリーダー的な役割を務めるのは男性が多く、市民意識調査の結果をみると「地域活動や社会通念・習慣・しきたりなどにおける平等感」においては「男性が非常に、またはどちらかといえば優遇されている」と感じている人が半数を超えていました。

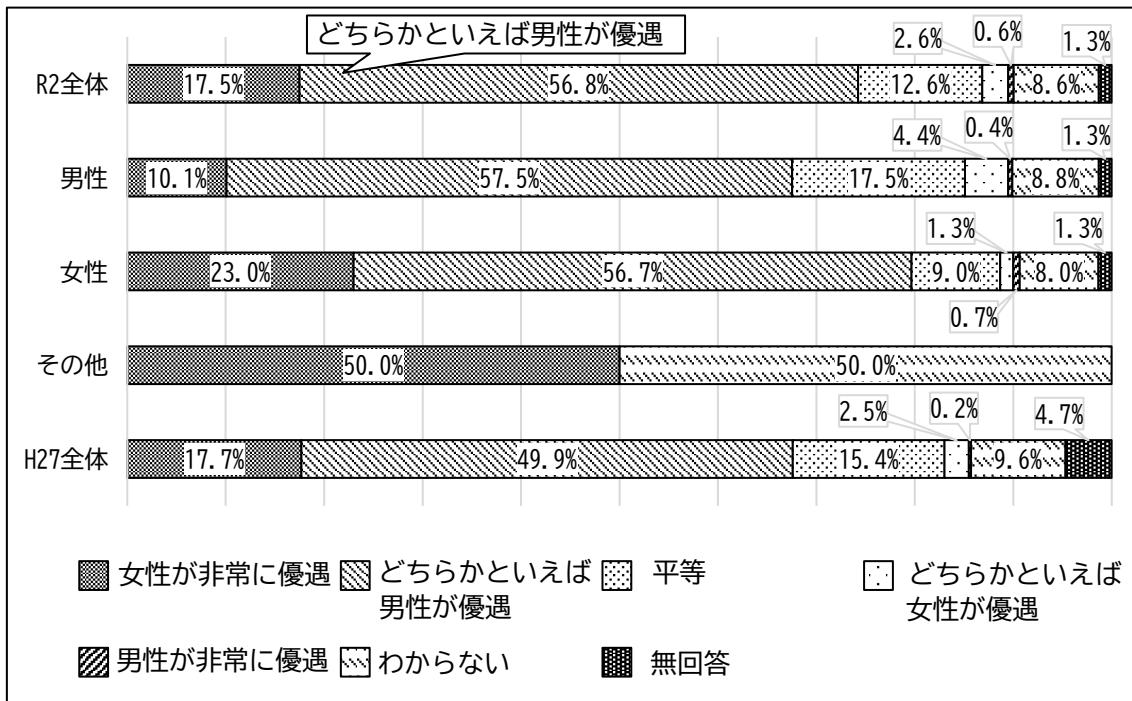
地域社会において女性が様々な分野に参画することは、地域の活性化に繋がります。しかし、市民意識調査の結果をみると、女性が地域社会で活躍することに対し否定的な考えを持つ人が、男女問わず存在していることが分かります。女性の地域社会への参画に対する男女双方の意識を変えていくため、情報提供や支援を行い、地域に参加しやすい環境を整えていくことが課題です。

近年、ボランティアや市民活動等への関心も高まってきてています。地域課題の解決に向け、リーダーとしての女性の参画を推進し、市民と行政が協働でまちづくりを進めていくことが重要です。



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2年度)」

社会通念・習慣・しきたりなどにおける平等感



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2年度)」

施 策

社会や地域の活動において、性別や年齢等により役割が固定化されることのないよう、多様な層からの参加を促進します。

また、様々な分野において、性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を発揮しながら活躍できるよう、N P Oやボランティア等の市民活動を支援していくとともに、男女共同参画に関する情報発信を行います。

行政区等をはじめとする地域活動の場で、女性の登用が促進されるよう支援を行います。

施策 9 市民活動団体との協働の推進

事業	事業内容
市民活動の推進	N P Oやボランティア等の市民活動の情報提供を積極的に行い、誰もが参加しやすい仕組づくりに努め、市民協働のまちづくりを推進します。

施策 10 地域活動における男女共同参画の推進

事業	事業内容
地域への啓発	様々なメディアを活用し、男女共同参画への理解の促進及び啓発を図ります。
行政区役員への女性の登用	区長協議会と連携し、行政区役員の女性の登用を推進します。

■ 基本目標4 生涯を通じた健康づくりへの支援

現状と課題

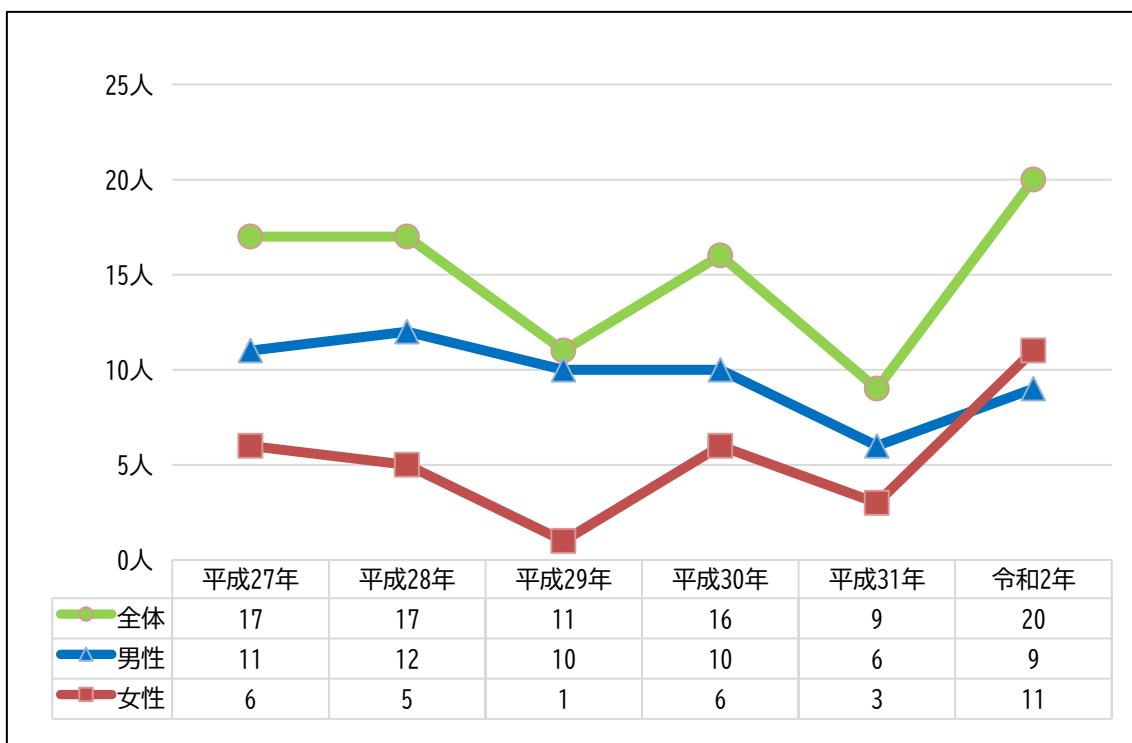
生涯を通じ個性と能力を発揮するためには、心身共に健康な生活を営むことが重要です。そして、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持つ必要があります。

1人ひとりが、心身の健康について、正確に情報を入手し、主体的に行動することが求められます。特に女性は、妊娠、出産、女性特有の更年期疾患を経験する可能性や、ライフステージごとに大きく心身が変化する特性があり、十分に配慮する必要があります。

近年、自殺は大きな社会問題となっており、本市の自殺死亡率は全国及び群馬県より高い状況にあります。男性は、自殺の割合が女性に比べて多く、固定的な性別役割分担意識を背景に孤立しやすいことが指摘されていることから、男性への包括的な支援が課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行下においては、若年者及び女性の自殺が増加しています。

性別によって健康上の問題が異なることに留意しながら、ライフステージに応じた健康的な生活が実践できるよう、環境づくりと情報提供をしていくことが重要です。

館林市の自殺者数 年次推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

施 策

男女がそれぞれの特性に応じて適切な健康管理ができるような環境づくりや情報提供に取り組みます。また、妊娠・出産期や更年期などの女性に対する健康診査や相談などの支援体制を充実させるとともに、身体的性差等に関して男性の理解を得られるよう事業を推進します。

施策 1 1 身体的特徴を踏まえた医療の充実

事業	事業内容
専門外来の情報提供	近隣の医療機関における専門外来の情報提供を行います。

施策 1 2 母性の保護と母子保健の推進

事業	事業内容
ライフステージに応じた健康診査や健康相談の充実	妊娠・出産期、更年期などそれぞれの健康課題に対応する健康診査や健康相談を充実します。
妊娠・出産期に関する男性の理解の促進	男性が女性の妊娠・出産期について理解し、育児参加につながる事業を実施します。
妊娠や授乳中の禁煙や受動喫煙防止の啓発	妊娠や授乳中の喫煙や受動喫煙による健康への悪影響について正しい知識及び情報を提供し、啓発を図ります。

施策 1 3 男女共に生涯健康で過ごすための支援

事業	事業内容
自殺対策の推進	「生きることの促進要因」を増やす支援を行うとともに、こころの健康や自殺の現状と相談先について周知を図ります。
健康寿命の延伸	生活習慣病の予防及び社会生活を営むために必要な機能の維持向上により健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を図ります。

|| 基本目標5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 【館林市DV防止基本計画】

現状と課題

暴力は、人権を著しく侵害する決して許されない行為であり、身体を傷つけるだけでなく、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障をきたすことがあります。

Dメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性犯罪、売買春等の被害者の多くは女性です。その背景には、固定的な役割分担意識や経済力の格差、不平等な力関係が存在していると考えられます。

また、近年は、男性に対するDV被害も出ています。男性の場合、固定的な性別役割分担意識や固定観念から、被害を受けても相談に踏み出せないケースが多くあります。

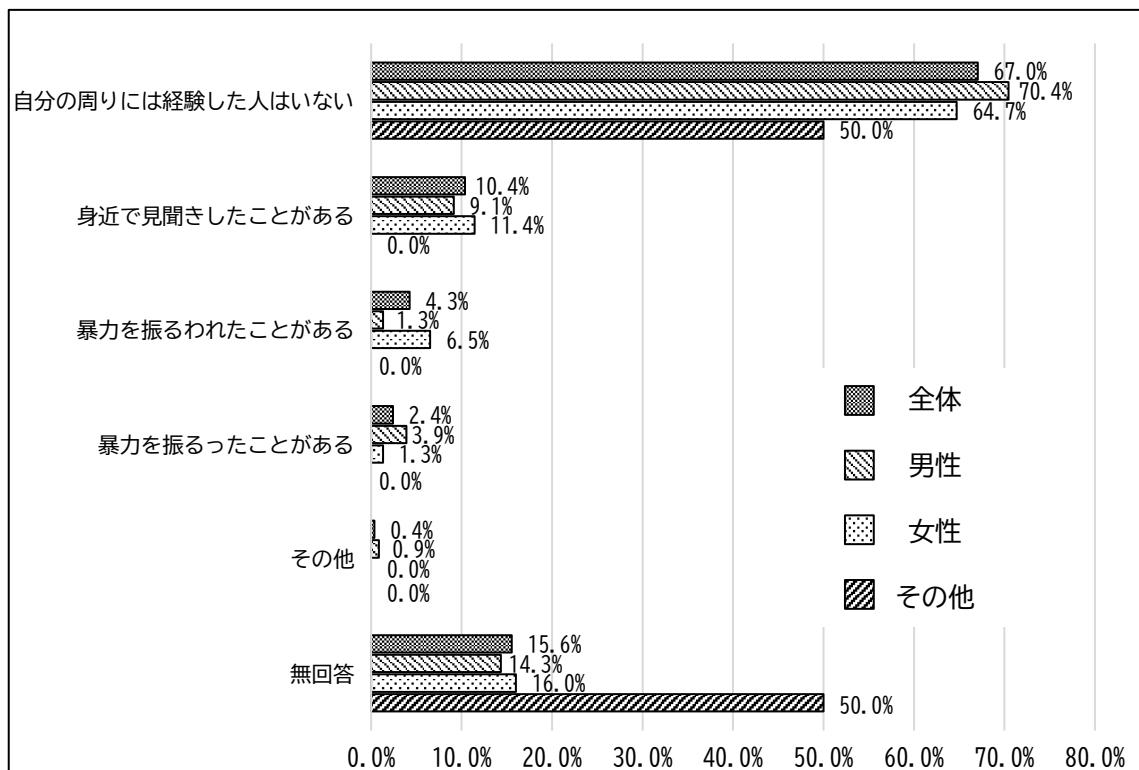
令和2年度市民意識調査では、DV被害にあったとき「どこ（だれ）にも相談したことがない・しなかった」を選んだ人が、男性40.5%、女性18.8%おり、相談せずに抱え込んでしまう被害者がいることが分かりました。被害者が一人で悩みを抱え込まないよう、相談先のさらなる周知啓発を行い、相談しやすい環境をつくることが重要です。

暴力の根絶は、人権上緊急の課題です。SNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりにともない、暴力は複雑かつ多様化しています。また、家庭内におけるDVと児童虐待が同時に起こると、児童虐待が潜在化、重篤化する傾向があります。このことから、DV対策と児童虐待対策を並行して推進する必要があります。

さらに、災害や新型コロナウイルス感染症の拡大といった非常時においては、生活不安やストレスによってDV被害が増加し深刻化することから、それらに対する迅速かつ的確な対応が必要です。

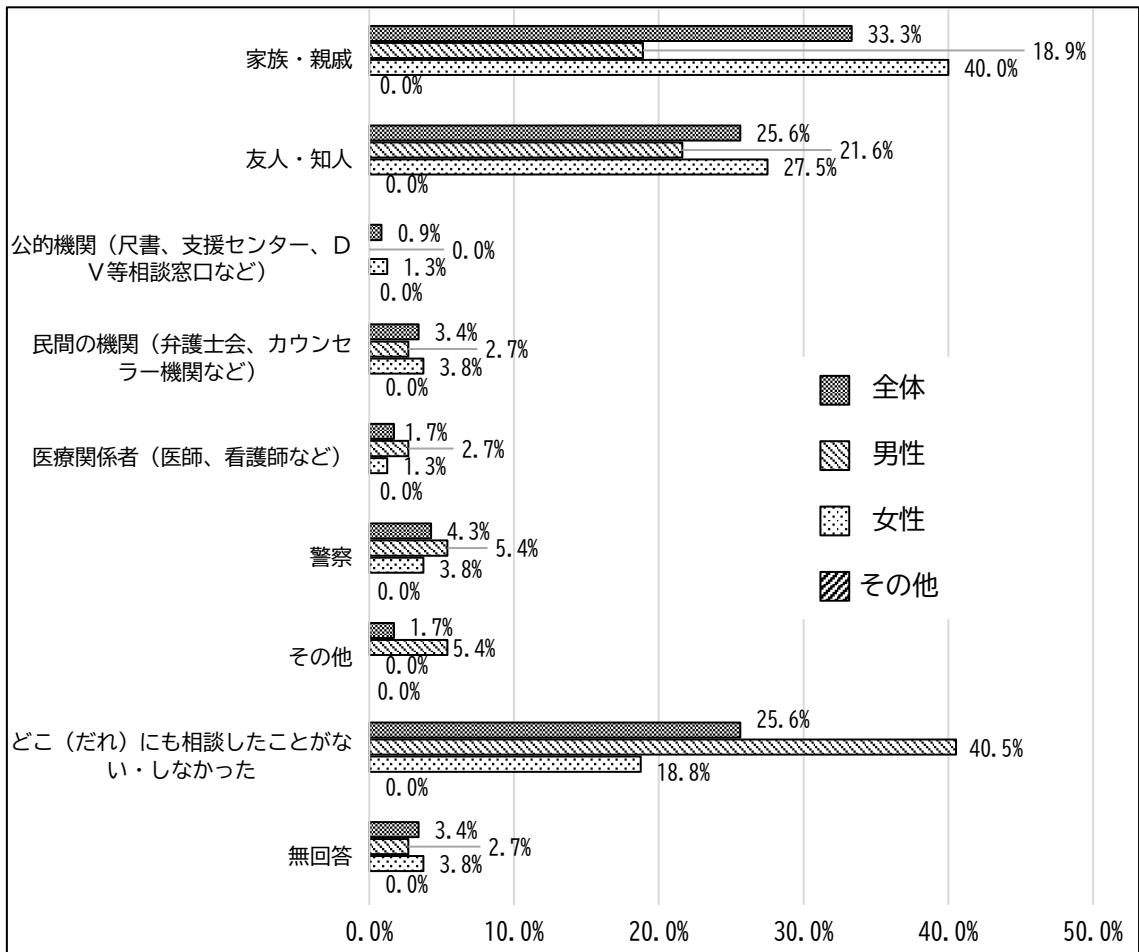
暴力は、重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を許さない社会意識の醸成を図るとともに、被害者への効果的な支援が行えるよう、相談窓口の充実や関係機関との連携強化が重要です。

ドメスティック・バイオレンスを経験したり見聞きしたりしたことがあるか



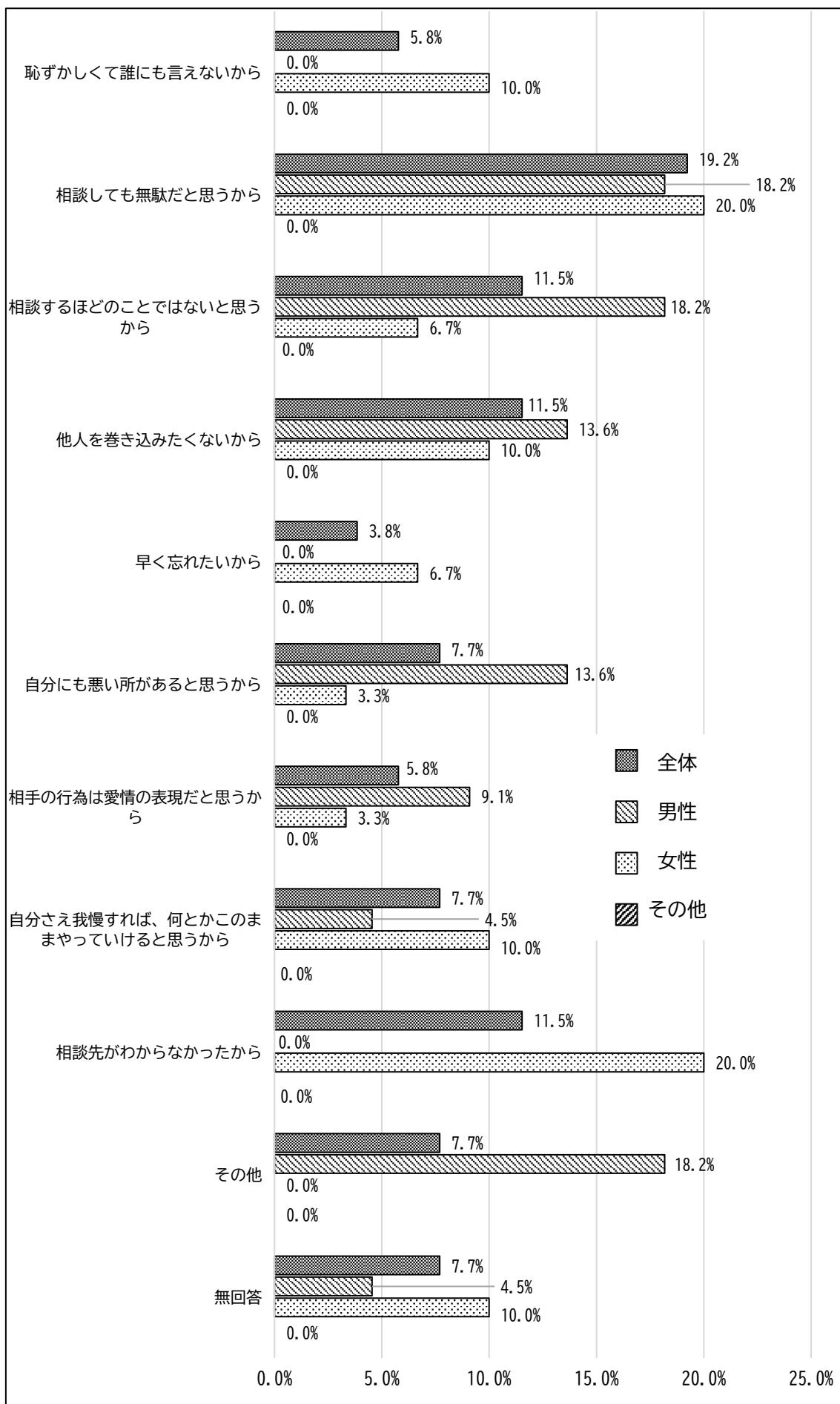
資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2年度)」

ドメスティック・バイオレンスを経験したり見聞きしたりした際、どこに相談したか



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2年度)」

どこ（だれ）にも相談しなかった理由



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2 年度)」

施 策

暴力を許さない社会の実現に向けて、正しい知識と理解を深めるための啓発を行うとともに、被害者の保護や支援について情報提供を行います。

相談体制の充実を図り、幅広い分野にわたって関係機関と連携しながら、被害者への支援を行います。

施策 14 暴力の根絶に向けた意識啓発

事業	事業内容
「女性に対する暴力をなくす運動」週間における啓発活動	様々なメディアを活用し、暴力の根絶に向けた啓発を行います。
事業所等におけるハラスメント等の防止	事業所等に啓発資料を配布するなど、ハラスメント防止のための啓発を行います。
市役所におけるハラスメント等の防止	ハラスメントに対する職員の相談体制の整備と研修機会を充実します。

施策 15 被害者への支援

事業	事業内容
相談体制の充実	相談窓口の周知及び充実を図り、あらゆる暴力に対応する支援措置に努めます。
関係機関との連携	様々な相談者の状況に応じて、庁内関係各課、相談機関、警察署、近隣自治体等との連携を図ります。

基本目標6 様々な人が安心して暮らせる環境整備

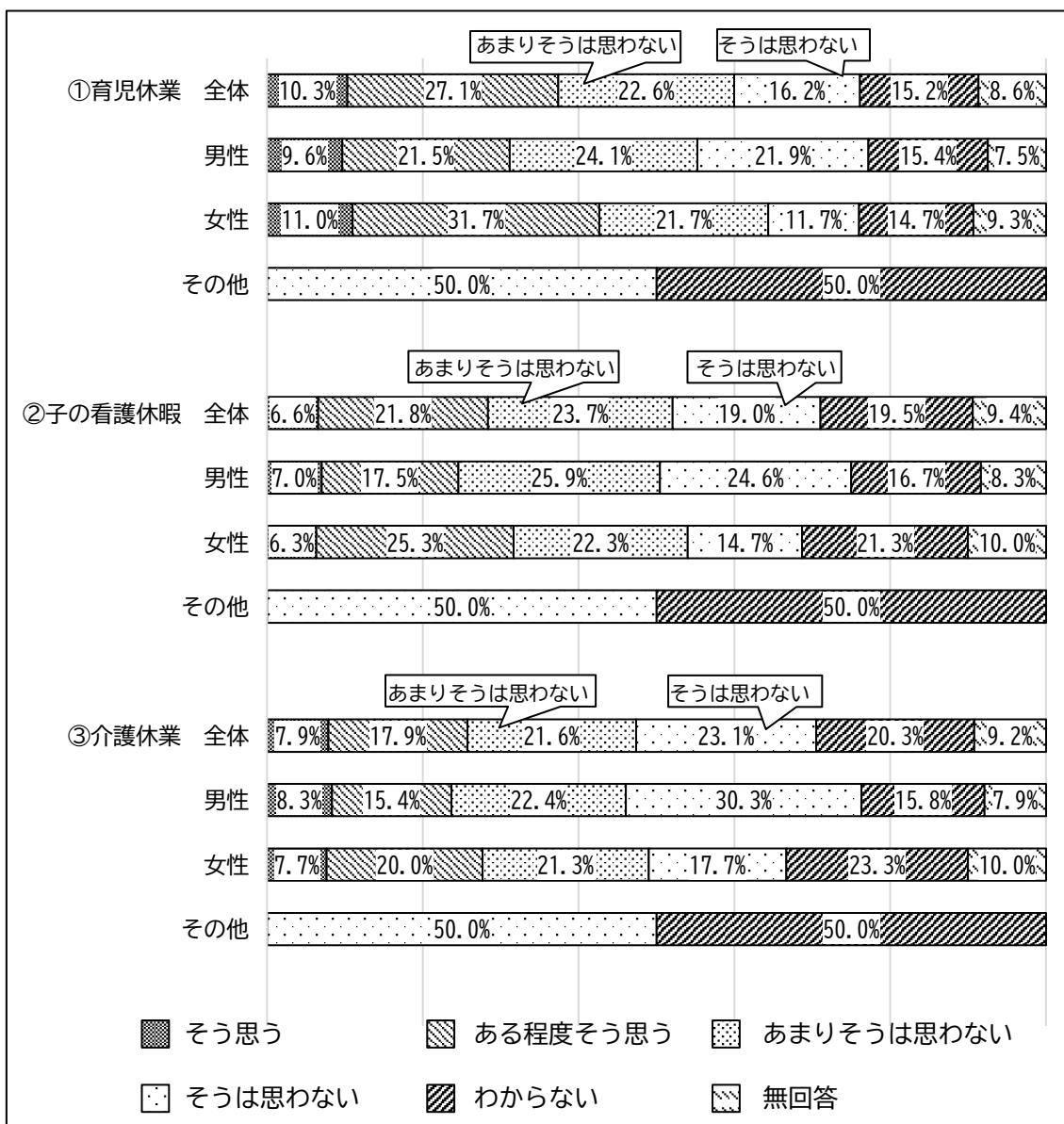
現状と課題

ライフスタイルや家族形態の多様化が進む中、核家族やひとり親世帯等が増え、家事、育児、介護等の負担が増加しています。また、大規模な自然災害や感染症の流行などの非常時においては、これらの負担がより大きいものとなります。平常時のみならず非常時においても、性別にかかわらず協力し合い、社会全体で支える体制の整備が必要です。

市民意識調査では、「育児・介護への社会や企業の支援は十分ですか」という質問に對して、男女共に「あまりそうは思わない・そうは思わない」の方が「そう思う・ある程度そう思う」よりも割合が高く、支援が求められています。

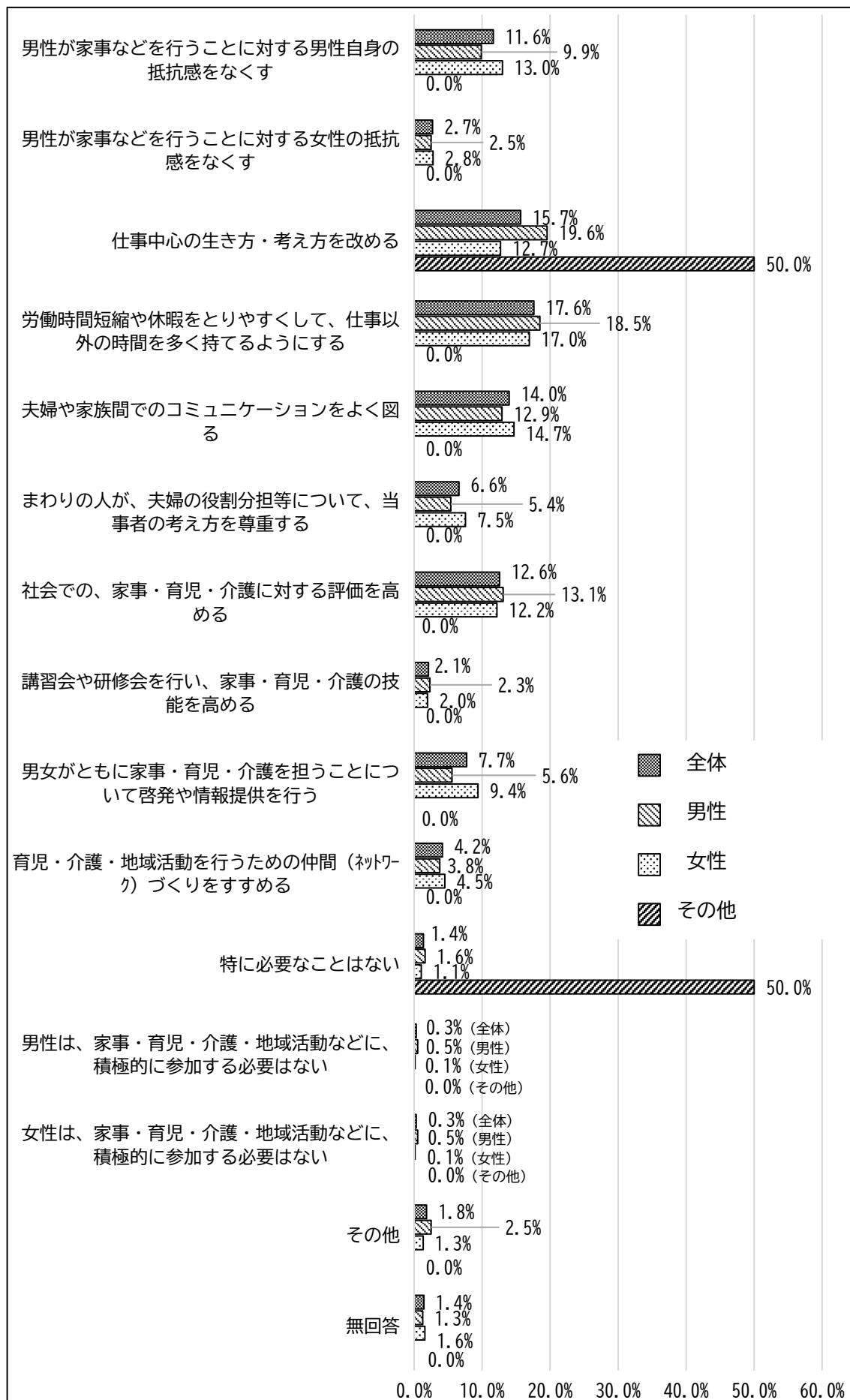
様々な家族形態や就労形態に対応するため、地域との連携を深めるとともに、ニーズに合わせた多様な保育サービスや相談事業を展開していくことが重要です。

育児・介護への社会や企業の支援は十分ですか



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2年度)」

男女が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加するために必要なこと



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2 年度)」

施 策

子育て支援に関して、各種教育や保育サービスを提供するほか、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの利用を促進します。また、地域で連携し、多様な家族形態に応じた子育て支援や子どもの居場所づくりに努めます。

高齢化の進展により、今後いっそう高齢者への支援の必要性が求められるため、高齢者福祉と介護保険制度によるサービスの拡充を図り、生涯をとおして安心して暮らせるよう支援します。

障がい者福祉を推進するため、障がい者総合支援センターでの事業の普及啓発に努め、必要な障がい福祉サービスの給付や地域の実情に合わせた事業を行います。また、地域のコミュニティを醸成し、障がいのある方が住みやすいまちづくりを推進します。

施策 16 多様な状況に応じた子育て家庭への支援の推進

事業	事業内容
地域子育て支援拠点事業の充実	在宅の親子を対象に子どもや親同士のふれあいや育児相談を行い、地域全体で子育てを支援します。
放課後児童対策の充実	放課後児童クラブ入所希望者の全員入所に努め、施設整備や運営の充実を図るとともに放課後子ども教室の開設を進めます。
ファミリー・サポート・センター事業の推進	臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため会員制で行う育児の相互援助事業を実施します。
多様な就労形態等に対応した教育、保育サービスの充実	通常保育、延長保育、休日保育、障がい児保育、病児保育、一時預かり保育など多様な教育、保育サービスを実施します。
虐待に対する相談事業の充実	家庭児童相談員や関係職員（保育士、保健師等）により、児童の家庭環境の改善や児童虐待に関する助言を行います。
ひとり親家庭への就業及び自立支援のための相談事業の推進	母子父子自立支援員による就業相談等により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。
地域子ども・子育て支援事業の推進	館林市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の子育てを支援し、子どもの居場所づくりに努めます。

施策 17 多様な状況に応じた介護等が必要な人への支援の推進

事業	事業内容
高齢者福祉サービス、介護サービスの充実	高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき、サービスの充実を図ります。
障がい者サービスの充実	障がい者計画に基づき、サービスの充実を図ります。
女性の介護負担の軽減化	介護に関する女性の身体的、精神的負担を軽減化し、家族や地域ぐるみで支援する体制づくりを推進します。

基本目標7 防災分野における男女共同参画の推進

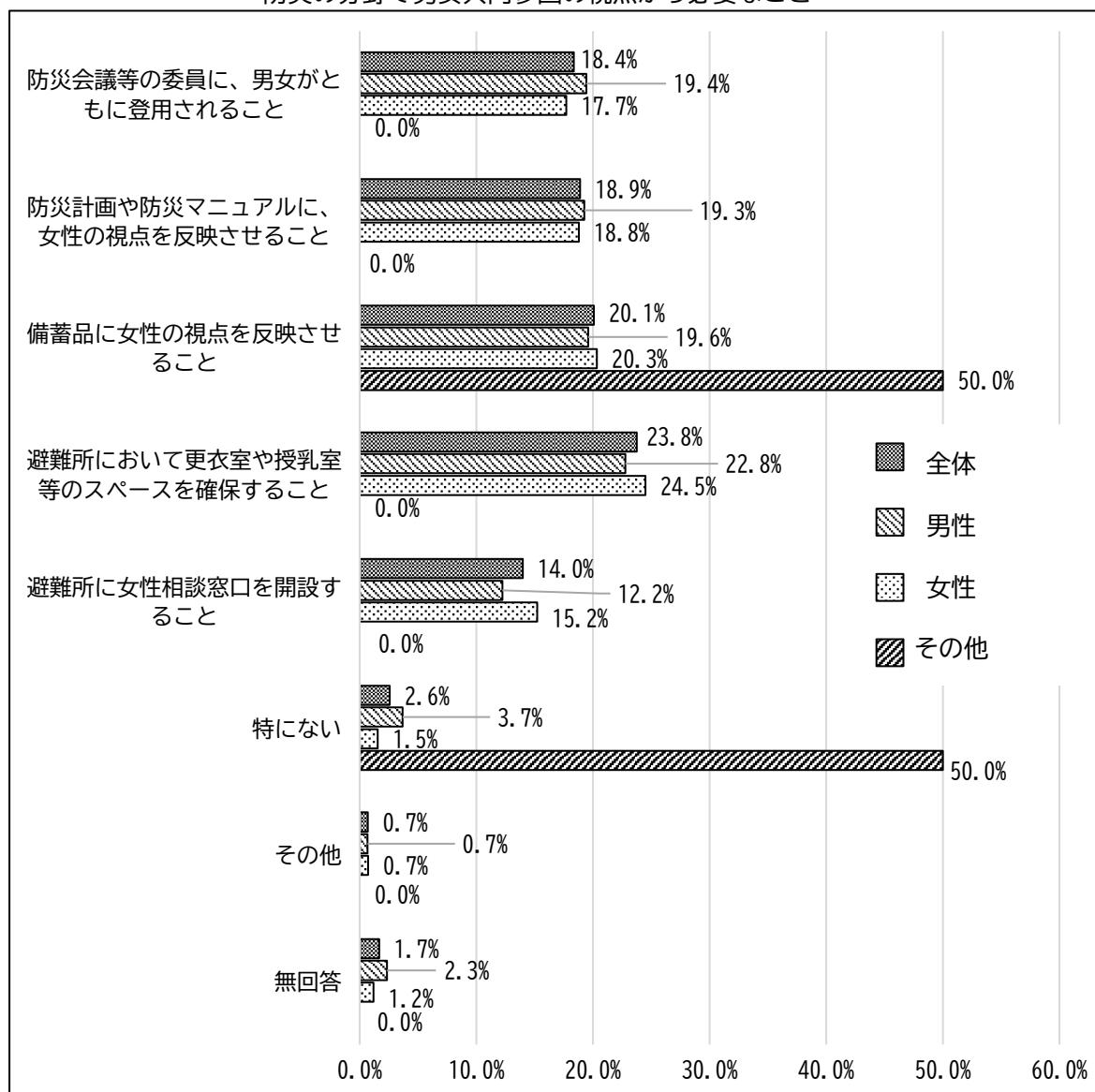
現状と課題

災害時において、性別によって受ける影響や避難生活時のニーズは大きく異なります。これらの違いに十分配慮し、男女共同参画の視点からの防災体制の整備、災害対応を行うことは、災害に強い社会の実現のために不可欠です。

市民意識調査では、「避難所運営や備蓄品に女性の視点を取り入れること」、「防災の方針決定の場に性別にかかわらず参画できること」が必要であるとの回答が多く、男女共同参画の視点からの防災が求められていることが分かります。

非常時には、家事等家庭的な部分の負担が女性に集中するなどの問題が明らかになっています。そのため、平常時から、防災の現場及び防災の方針決定過程における女性の参画を進めるなど、様々な取組において男女共同参画の視点を取り入れ、地域の災害対応力の向上を図っていくことが課題です。

防災の分野で男女共同参画の視点から必要なこと



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2年度)」

施 策

男女共同参画の視点から、防災に関する政策や方針を決定する際に女性の声を反映できるように、防災の現場及び防災の方針決定過程における女性の参画を促進します。
家庭や地域における防災意識の向上や防災対策の必要性について啓発を推進します。

施策18 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

事業	事業内容
安全で安心なまちづくりの推進	安全で安心して暮らせるまち、災害に強いまちづくりを、男女共同参画の視点に立って推進します。

施策19 意思決定の場や災害対応の場への女性の参画促進

事業	事業内容
防災分野における女性の参画促進	防災の現場及び防災の方針決定過程における女性の参画を促進します。

基本方針Ⅲ 男女共同参画意識の定着

基本目標8 ジェンダー平等の推進

現状と課題

身体的な性別に対して、社会の中で「男性らしい」あるいは「女性らしい」とされている役割や行動、考え方や見た目などがあることを、社会的性別「ジェンダー」といいます。近年、ジェンダーという言葉が広まり「男だから」「女だから」と決めつけることで、男女の間に偏見や差別、不平等が生まれていることが問題となっています。

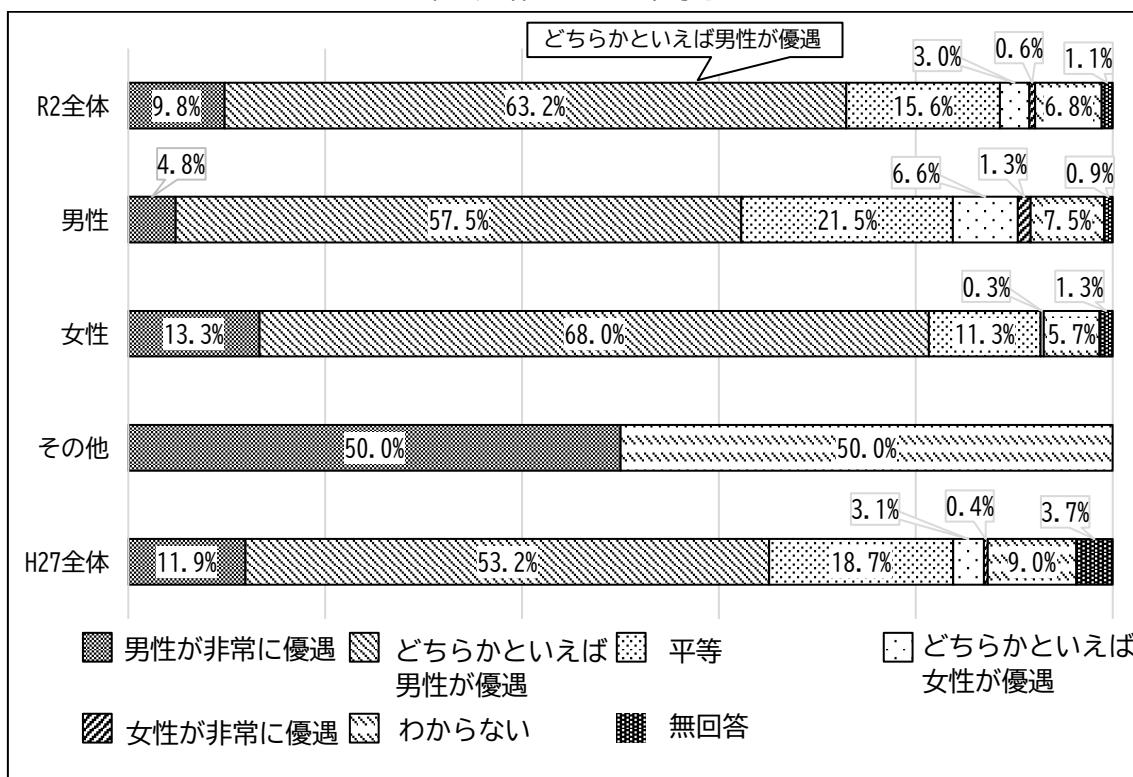
社会全体でのジェンダー平等感について、市民意識調査の結果「男性が優遇されている」と思う人が73%、「平等」と思う人が15.6%にとどまっており、男女共同参画社会の実現にはより一層の努力が必要です。

市は、平成26年3月に「館林市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、市民一人ひとりの人権尊重の精神を育む事業を推進しています。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の中でも「ジェンダー平等」が取り組むべき課題としてあります。

誰もが暮らしやすい社会づくりのため、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）による社会制度や慣行の見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に引き続き取り組み、生活のあらゆる場面でジェンダー平等を推進することが重要です。

社会全体における平等感



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2年度)」

施 策

男女共同参画社会の正しい理解を深めるため、様々な機会において啓発活動を行い、男女共同参画の理念の普及と固定的な性別役割分担の意識改革を図り、ジェンダー平等を推進します。

市が情報発信する際には、ジェンダー平等に配慮します。

施策 20 ジェンダー平等の推進に関する啓発

事業	事業内容
人権尊重都市宣言推進事業による啓発	人権尊重都市宣言記念講演会等を開催し、市民が基本的人権の大切さを認識するよう努めます。
男女共同参画週間における啓発	男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせ、啓発事業を実施します。

施策 21 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

事業	事業内容
市の情報発信における表現への配慮	ジェンダー平等に配慮し、表現の点検や見直しを行います。
固定的な性別役割分担意識に対する啓発	固定的な性別役割分担意識を見直すための周知啓発を行います。
アンコンシャス・バイアスによる差別や偏見解消	様々なメディアを活用し、アンコンシャス・バイアスへの気づきを促進します。

基本目標9 教育・学習の充実

現状と課題

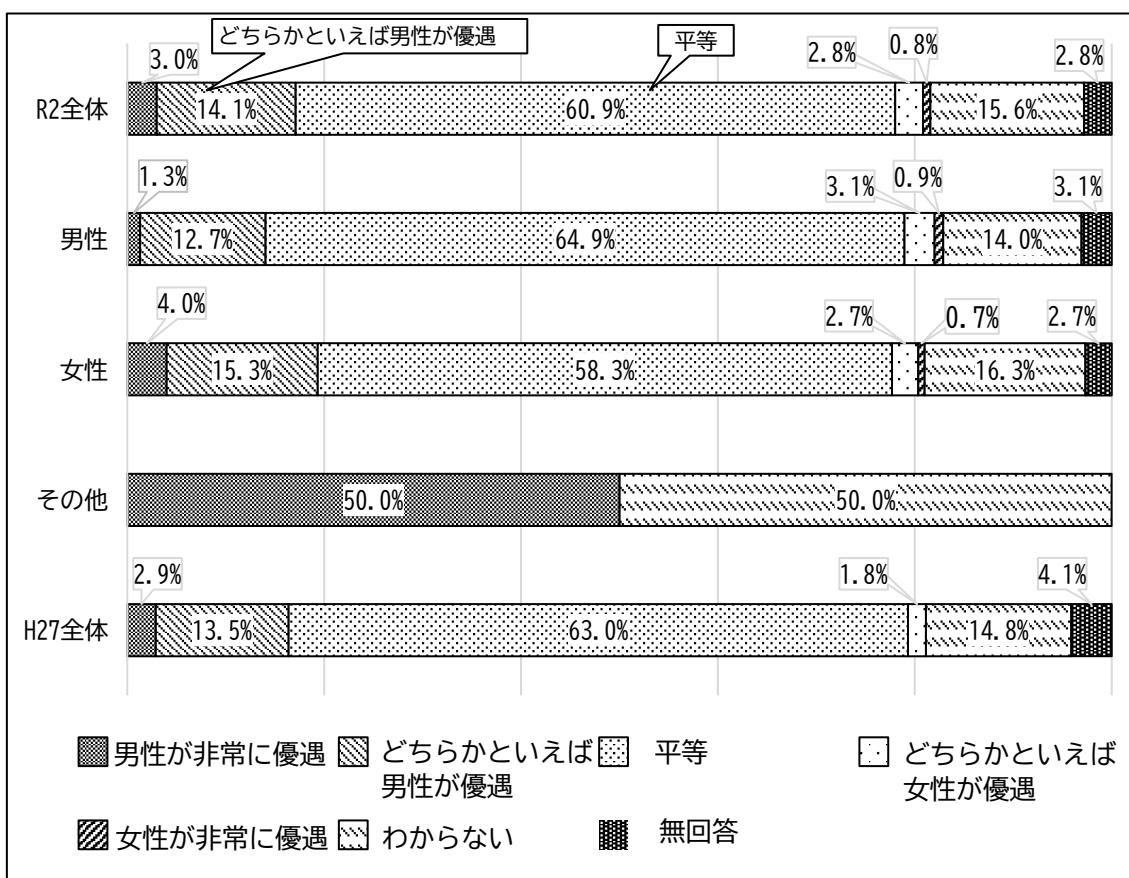
男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画についての教育や学習の充実を図っていくことが重要です。

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消しつつ、人権を尊重する意識が定着するように、幅広い世代への教育が必要です。

固定的な役割分担意識による、偏見や固定観念等は、幼少の頃から長年にわたり形成され、性別にかかわらず存在するものです。幼少期から性別に基づく役割分担を植えつけたり、押しつけたりしない取組を推進することが求められます。特に、次世代を担う子どもたちが男女共同参画意識を理解する上で、学校が果たす役割は大変大きく、教育現場の指導者に対し研修の充実を図る必要があります。また、生涯にわたって男女が共に多様な生き方を選択できるよう、学校教育だけでなく社会教育など様々な面で学習機会を充実させることが重要です。

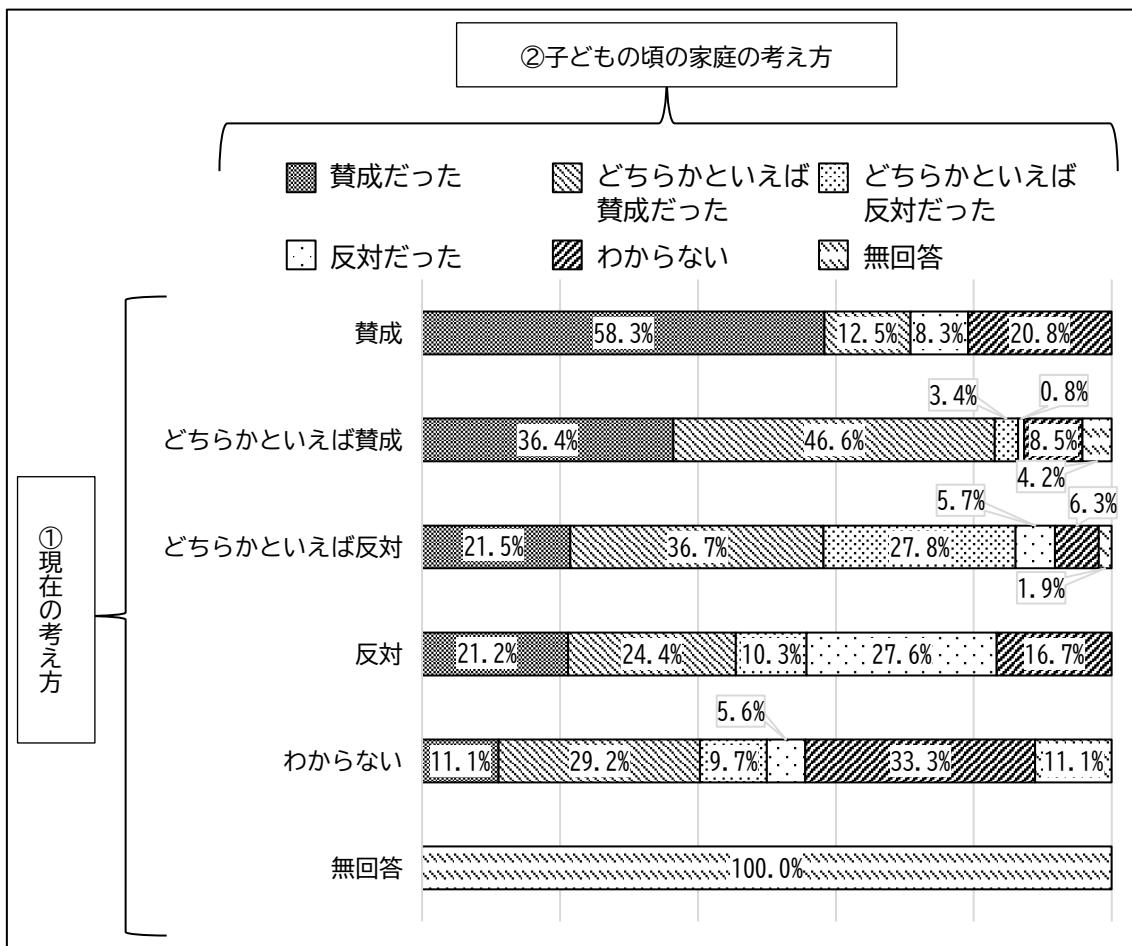
男女共同参画について、家庭、地域及び学校などあらゆる場において、幅広い年齢層を対象に多様なメディアを活用した啓発を行い、理解を促進することが必要です。

学校における平等感



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2年度)」

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(R2年度)」

施 策

男女が共に固定的な性別役割分担にとらわれずに、それぞれの個性、能力及び適性が十分に発揮でき、人権や男女平等について理解を深められるよう、学校教育や社会教育を推進します。

地域や家庭など社会の様々な分野で、性別にかかわらず多様な生き方を選択できるよう、幅広い年齢層に対し、男女共同参画への理解を促すための啓発を行うとともに学習機会を提供します。

施策2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

事業	事業内容
人権教育の充実	教職員の男女平等意識を高めるとともに、人権教育に関する指導方法等の研修を充実します。
男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進	性別にかかわらず個々の能力、適性を生かしたキャリア教育や進路指導を実施します。
生命尊重教育の充実	全教育活動を通じて生命尊重教育を推進します。

施策2 3 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

事業	事業内容
人権教育の充実	学級講座等の中で、人権教育に関する取組を行います。
男女共同参画の学習機会の提供	学級講座や出前講座等により男女共同参画を学習する機会を増やすとともに、男性の参加を促進します。
女性セミナーの充実	女性相互の仲間づくりや女性の社会参加を促進します。

施策2 4 地域・家庭内における男女共同参画教育の推進

事業	事業内容
幅広い世代に対する男女共同参画の啓発	様々なメディアを活用し、男女共同参画への理解の促進及び啓発を図ります。

資 料

計画策定過程

年月日	会議・事項	内容
令和2年 7月 3日	令和2年度 第1回男女共同参画審議会	・第6次計画策定について ・市民意識調査について
8月20日～ 9月25日	男女共同参画社会に関する意識調査の 実施	標本数1,000 回収数(回収率)532(53.2%)
12月22日	令和2年度 男女共同参画推進会議	・市民意識調査結果について ・第6次計画策定について
令和3年 3月17日	令和2年度 第2回男女共同参画審議会	・市民意識調査結果について ・第6次計画体系について
7月15日	令和3年度 第1回男女共同参画審議会	・第6次計画策定について
8月16日	令和3年度 男女共同参画推進会議(書面※)	・第6次計画(素案)について ・実施計画案について
9月15日	令和3年度 第2回男女共同参画審議会(書面※)	・第6次計画(素案)について
11月16日	庁議	・パブリックコメント実施について
令和3年 12月 1日～ 令和4年 1月 4日	パブリックコメント実施	・第6次計画(案)について
1月18日	庁議	・パブリックコメント結果について
2月 2日	男女共同参画審議会委員へ報告(書面※)	・パブリックコメント結果について ・答申について
2月21日	審議会答申	
3月11日	市議会 市民福祉常任委員会にて説明	・第6次計画策定について

※新型コロナウイルス感染症の影響により、書面にて行った。

館林市男女共同参画審議会答申

令和4年2月21日

館林市長 多田 善洋 様

館林市男女共同参画審議会

会長 森 静子

館林市男女共同参画基本計画について（答申）

令和2年7月3日付けで諮問のありました館林市の男女共同参画推進のための基本計画策定について、本審議会では、計画に盛り込むべき施策の方向などについて審議を重ね検討した結果、別添のとおり「第6次館林市男女共同参画基本計画」をまとめましたのでここに答申します。

なお、本審議会として男女共同参画基本計画を推進するにあたって、市民と行政が一体となって本計画を着実に推進されるよう要請します。

最後に、答申の策定過程やまとめにあたり、多大なご協力をいただいた皆様に心よりお礼を申しあげます。

館林市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

No.	委員区分	選出区分	氏名	備考
1	1号 知識経験者 2名	人権・福祉に学識のある専門家	森 静子	会長
2		男女共同参画の推進に学識のある専門家	唐鎌 直義	副会長
3	2号 団体等から 推薦された者 5名	区長協議会より推薦された代表者	尾花 潔彦	
4		商工会議所より推薦された事業主の代表者	市川 和代	
5		労働組合より推薦された組合員の代表者	鶴崎 健一	
6		母子保健推進員協議会より推薦された代表者	曾原 幸子	
7		社会教育・生涯教育を実践する団体より推薦された代表者	土田 快佳	
8	3号 公募者 3名	公募に応じた男女共同参画の推進に関心のある市民	金子 春江	
9			半田 亜矢	
10			牧田 康平	

館林市男女共同参画推進条例

(平成17年3月24日館林市条例第3号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第17条）

第3章 審議会（第18条—第22条）

第4章 雜則（第23条）

附則

私たち市民は、すべての人が性別に関わりなく、個人として尊重され、自らの意思で個性と能力を十分發揮し、生き生きと暮らせる社会の実現を願っている。

私たちの先人は、女性も男性もともに働き、家庭を育みながら郷土館林を築いてきた。

しかしながら、市民意識調査の結果に見られるように、古くからの慣習やしきたりによる性別役割分担意識が今なお残っている。また、女性の社会参加の遅れや政策決定の場における男女の参画状況に偏りがあるなど、21世紀にふさわしい社会環境としては決して十分とは言えない。

そこで、女性も男性も一人ひとりの人権を尊重し、対等な立場で互いに責任を分かち合い、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画を推進しなければならない。

ここに私たちは、やすらぎと活力に満ちた館林市を築くため、市、市民、事業者、教育関係者等が協働してまちづくりを行うとともに『男女共同参画宣言都市』に相応しい、女性も男性もともに輝く男女共同参画社会を早期に実現することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、男女一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせる館林市の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会のことをいう。

（2）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）事業者 営利、非営利等に関わらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び任意団体をいう。

（4）教育関係者 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人、法人及び任意団体をいう。

（5）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（6）ドメスティック・バイオレンス 配偶者など密接な関係にある男女間における身体的、精神的苦痛を与える暴力的行為をいう。

（7）ジェンダー 生物学的男女の違いに対し、社会的、文化的に形成されてきた男女の性差のことをいう。
（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

（1）男女の個人としての尊厳が重んじられること、直接・間接を問わず性別による差別の取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

（2）男女がジェンダーによる固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行をなくすよう努めること、また、これらの制度又は慣行が社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

（3）男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により政策の立案及び決定に平等に参画することが確保されるよう配慮されること。

（4）家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家事、子どもの養育、家族の介護等の家庭生活の活動と、職場、学校、地域、その他あらゆる場における活動が両立できるよう配慮されること。

（5）教育の果たす役割が重要であることを踏まえ、学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等の理念に基づいた教育が行われるよう配慮されること。

（6）男女がともに人権を尊重し、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの異性に対するあらゆる暴力的な言動の根絶が図られるよう努めること。

（7）男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事柄について、互いにその意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されるよう配慮されること。

（8）男女共同参画社会の形成は、国際的な取り組みと密接に関わっていることから、その動向に配慮するよう努めること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策について、国及びその他の公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、教育関係者等と協働して実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において男女共同参画社会の形成のため主体的に体制の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策について協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策について協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンス等の暴力的言動を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定及び変更するときは、あらかじめ館林市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定及び変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況を館林市男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策の策定及び実施のために、必要な調査研究を行うものとする。
(啓発活動の実施)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成について、市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるため、必要な広報活動その他の啓発に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第13条 市は、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民、事業者及び教育関係者等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。

(男女平等教育の推進)

第14条 市は、学校教育、社会教育その他の分野において、男女平等及び男女共同参画に配慮した教育を推進するものとする。

(事業者の報告及び表彰)

第15条 市長は、男女共同参画社会の形成に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況、参画状況その他の男女共同参画に関する事項について報告を求めることができるものとする。

2 市長は、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを積極的に行っている事業者又は男女共同参画社会の形成に寄与した者に対し、館林市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適正かつ迅速に対応するものとする。

2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要と認めるときは、館林市男女共同参画審議会の意見を聞くことができるものとする。

3 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に企画調整し、また推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 審議会

(設置)

第18条 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的事項を調査審議するため館林市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第19条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 男女共同参画の基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進施策に関する事項
- (3) 男女共同参画の推進施策の実施状況の評価に関する事項
- (4) 事業者の表彰に関する事項
- (5) その他男女共同参画の推進に関する重要事項（組織）

第20条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。この場合において、男女いずれかの委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 団体等から推薦された者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第22条 審議会委員の報酬、費用及び実費弁償については、
館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第5号）による。

第4章 雜則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(館林市報酬、費用及実費弁償条例の一部改正)
- 2 館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第5号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

男女共同参画社会基本法

（平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め

ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の権利の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣習についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣習が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣習が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の

大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各

大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対してても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定

により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものみなです。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものみなです。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のように]

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十一年一月六日から施行する。〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日号外法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と

家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものと

する。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を

推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労

働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定によ

り一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施する

ように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を

求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽

の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成二九年三月三一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則

の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条・第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を

加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方

面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものと

する。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当

該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場

合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができます。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力

相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定によ

る命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるとときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にはあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用
第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において読み替えて準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 [前略] 附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 [略]

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 [略]

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[検討等]

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第6次館林市男女共同参画基本計画

令和4年3月

編集・発行 館林市市民環境部市民協働課

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

TEL 0276(72)4111 (代表)

E-Mail kyodo@city.tatebayashi.gunma.jp

